

徳川林政史研究所所蔵 尾張徳川家文書目録（二）

凡例

また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要に応じて表題の直後に()付きで内容に関する補記を行った。

一 本目録は、徳川政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾一」～「尾七」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財團法人尾張徳川黎明会（現在の財團法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたものであり、「尾五」～「尾七」は、その後当研究所において整理された文書群である。本号では「尾張徳川家文書目録」(二)として、「尾一」の文書群のうち、前号の続きとなる、史料番号三五三～七〇〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾一」～「尾七」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出

（または作成者・著者など）→宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用したが、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として内題（卷頭題）を採用し、外題を〔 〕付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、〔 〕の表記は省略した）。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、()を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、およそその作成年代がわかる場合には、（天保年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に統いて()付きで後印年次を記した。

一 差出（または作成者・著者）→宛所は、差出人または作成者などを矢印の前の部分に示し、宛所となつている人名を矢印の後の部分に記した。なお、差出人や宛所が多数のときは、初筆の者、または内容から判断して、最適の人名を一名掲出し、その他については、「他○名」と略記した場合もある。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴つたもの）・帖（折本）・巻子などと示した。小型本については、「横・小」、「縦・小」などと表記した。また、以前に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに関しては、「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付お

よび綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・差出(または作成者)→宛所・形態・備考(冒頭に※を付した)の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録掲載に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。内容調査、データ入力、および原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覧

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	院号	謚号	実父	正室(簾中)
16	義宣					生母	継室
15	茂徳	安政五年五月二四日(一月二四日)	嘉永二年五月七日	顯樹院	靖公	義直	春姫(高原院、浅野幸長女)
14	慶勝	文政七年三月一五日(明治六年八月一日)	嘉永二年六月四日(安政五年七月五日(隠居))	賢德院	文公	光友	佐井(貞松院)
13	慶臧	天保七年六月一五日(明治十七年三月六日)	弘化二年八月二六日(嘉永二年五月七日)	大覺院	懿公	元禄二年九月二九日(正徳三年七月二六日)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
12	齊荘	文化七年六月一三日(弘化二年七月二二日)	天保一〇年三月二六日(天保一〇年三月二二日)	欽公院	蝶(速成院)	元禄二年一月九日(正徳三年七月二六日)	新君(采珠院、広幡忠幸女)
11	齊溫	文政二年五月二九日(天保七年六月一五日)	文政一〇年八月一五日(天保一〇年三月二二日)	良恭院	福君(瑞川家斉)	宝永八年一月九日(正徳三年一〇月一八日)	輔君(瑞祥院)
10	齊朝	寛政五年八月二三日(嘉永三年五月一三日)	寛政一二年一月二四日(宝曆二年六月二十四日)	天祥院	嘉代(英嚴院)	正徳三年一月一一日(享保一五年一月二八日)	吉通
9	宗睦	享保一八年九月二〇日(寛政二年一二月二十四日)	寶曆一一年八月五日(寛政一二年一二月二十四日)	順公院	松平友著(繁(円珠院))	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	綱誠
8	宗勝	寛政二年五月二九日(天保七年六月一五日)	寛政一二年一月二四日(宝曆二年六月二十四日)	慈院	彰君(乘蓮院)	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	吉通
7	宗春	宝永四年六月二日(享保二五年一月二七日)	元文四年一月一三日(元和元年一〇月八日)	賢隆院	暉禪院	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	綱誠
6	継友	宝永四年六月二日(享保二五年一月二七日)	元文四年一月一三日(元和元年一〇月八日)	戴公院	和泉(泉光院)	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	吉通
5	五郎太	宝永八年一月九日(正徳三年一〇月一八日)	正徳三年一月一三日(元文四年一月一三日(元和元年一〇月八日))	泰心院	立公院	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	綱誠
4	吉通	元禄二年九月一七日(正徳三年七月二六日)	正徳三年一月一三日(元文四年一月一三日(元和元年一〇月八日))	真巖院	円覺院	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	吉通
3	綱誠	元禄二年八月二日(元禄二年六月五日)	正徳三年一月一三日(元文四年一月一三日(元和元年一〇月八日))	達公院	御龜(相應院)	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	綱誠
2	光友	寛永二年七月二九日(元禄二年三月一六日)	元禄二年七月二六日(正徳三年七月二六日)	誠公院	御龜(相應院)	正徳三年一月一三日(享保一五年一月二八日)	綱誠
1	義直	慶長五年一月二八日(慶安三年五月七日)	慶安三年五月二八日(元禄六年四月二十五日(隠居))	敬公院	徳川家康	新君(采珠院、広幡忠幸女)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)

*「御家御統帳」「御日記」「御記録」(徳川林政史研究所所蔵)、「尾張徳川家系譜」(『名古屋叢書三編』一巻)より作成。なお、系譜・家譜によつて
生没年月日に若干の相違がある。

番号表題

年月日	差出(作成)→宛所
(明治二一～同三年)	尾一一三五辰巳暮不出書抜
第一冊 辰巳暮不出書抜(二) 明治二年九月	尾一一三五
第二冊 辰巳暮不出書抜(二) 明治三年七月	割符書付(御側組同心十八人分 太政官金一分民部省金一朱ノ金札添 中野惣太郎ヨリ上納分)
江戸表御下ヶ金御新田金御借り入金高帳(江戸御下ヶ金請取割符一通 御新田金請取一通添)	尾一一三五
(文久元～元治元年)	古延帳
第一冊 古延帳(二) (文化八～嘉永二年)	尾一一三五
第二冊 古延帳(二) (安永五～弘化二年)	御仕払豫頭書
(文化八～弘化二年)	尾一一三五
調達金御返済分請取書	尾一一三五
新御殿御金口上納取立帳	尾一一三五
従事古瀬桂三郎 東京より帰路之節静岡御藩江懸合之御用筋 ニ而罷登其後駿州奥津駅迄兩度往返道中入用払立通渡方 達一卷	尾一一三五
*「道中仕払帳」「茶代払判帳」などの項目あり。	
明治二年八月	尾一一三五
御暇女中見津御差下御入用(帳)	尾一一三五
金札相場帳(中山道金札相場帳)	尾一一三五
宿々揚銭請取帳	尾一一三五
川々越立請取(帳)	尾一一三五
明治二年	尾一一三五
明治一年四月	尾一一三五
休泊旅籠請取(帳)	尾一一三五
安井京助	尾一一三五
(御伝馬所)	尾一一三五
安井京助	尾一一三五
尾州熊川永蔵(中山道御伝馬所)	尾一一三五

縱 縱 縱 縱 縱 縱 縱 縱 縱 縱 縱 縱 形態・數量

尾一一三至一〔西京為御差登女中御入用請取書〕

明治二年

(新御殿御広敷御役所)

所

(新御殿内家局御役所)

新御殿内家局御役

縱

一

*〔巳三月女中旅籠帳 尾州 加藤林左衛門 天野泰助〕「〔巳〕三月休泊茶代并被下銀渡帳 尾州 加藤林左衛門」「〔巳〕三月廿七日立人馬繼立帳 尾州 天野泰助」の項目あり。

〔巳四月十二日立人馬繼立帳 尾州 天野泰助〕「〔巳〕四月十二日立帰路旅籠帳 尾州 天野泰助」の項目あり。

尾一一三六八〔東京表初暇女諸入用請取書〕

明治一年

(新御殿内家局御役所)

縱 二

第一冊〔東京表初暇女諸入用請取書二〕

※「女中旅籠帳」「休泊被下物金請取帳」「宿々茶代小払帳」「人馬繼立帳」などの項目あり。挿み込み文書あり。

第二冊〔東京表初暇女諸入用請取書二〕

※「人馬繼立帳」「女中旅籠帳」「休泊茶代払帳」「人足繼立帳」などの項目あり。挿み込み文書あり。

尾一一三六九〔西京江御暇女中歩行荷長持御入用等請取書〕

明治二年

(新御殿内家局御役所)

縱 一

*〔歩行荷長持藏敷等仕払〕「西京行長持藏敷料等仕払帳」「休泊払帳」などの項目あり。

尾一一三七〇御有余御下ヶ金利足金ち内々御借渡割符帳

(天保一一～嘉永二年)

横半 一

*〔嘉永二年七月改〕とあり。

尾一一三七一

新借用金元帳

(天保一一～明治二年)

縱 二九

第一冊 新借用金元帳(一) (天保一〇年一二月～同一年三月)

※大番組、書院番組頭並、寄合組、馬廻組、新番組、数寄屋坊主組頭並などの借用金の元帳。

第二冊 新借用金元帳(二) (天保一一年三月～同年五月)

※徒目付、小十人組、支配勘定、御船手などの借用金の元帳。

第三冊 新借用金元帳(三) (天保一二年五月～一月)

※広敷添番、大番組、寄合組、大代官役所中間・手代、支配勘定組頭格などの借用金の元帳。

第四冊 新借用金元帳(四) (天保一二年一二月～同一二年三月)

※小普請組与頭、広敷御用達、右筆部屋留役、鷹場改方、本丸番、表坊主などの借用金の元帳。

第五冊 新借用金元帳(五) (天保一二年三月～一月)

※長團炉裏番組頭、御日記所留書並、書院番、小十人組、新番、徒目付などの借用金の元帳。

第六冊 新借用金元帳(六) (天保一二年一二月～同一二年四月)

※大番組、右筆部屋留役、藏奉行手代、納戸詰組頭、本丸番組頭などの借用金の元帳。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

六

- 第七冊 新借用金元帳(七) (天保十三年四月～一月)
 ※小十人組与頭、徒組、小普請組、馬廻組、木曾材木奉行手代などの借用金の元帳。
- 第八冊 新借用金元帳(八) (天保十三年一二月～同一年六月)
 ※大番組、数寄屋坊主組頭並、広敷添番、表坊主、支配勘定組頭、蒔絵師、熱田大宮司などの借用金の元帳。
- 第九冊 新借用金元帳(九) (天保十四年六月～一月)
 ※書院番、中間頭、寄合組、長岡炉裏番、広敷御用部屋書役、御日記所留書並、木曾材木奉行同心などの借用金の元帳。
- 第一〇冊 新借用金元帳(十) (天保十四年一二月～同一年五月)
 ※徒組、比丘尼附、徒目付、藏奉行手代、山手代、寺社奉行物書、林奉行手代などの借用金の元帳。
- 第一一冊 新借用金元帳(十一) (天保十五年一二月～同年一月)
 ※大代官手代並、大簡役、町奉行物書、錦織奉行手代並、川並奉行手代などの借用金の元帳。
- 第一二冊 新借用金元帳(十二) (弘化元年一二月～同二年一月)
 ※大番組、本丸番、馬廻組、御薬園手代、御側組同心などの借用金の元帳。
- 第一三冊 新借用金元帳(十三) (弘化二年一二月～同三年一月)
 ※金方納戸詰、白鳥御材木調役、鉄炮玉葉奉行、町奉行同心、桧物師頭、広敷御用達などの借用金の元帳。
- 第一四冊 新借用金元帳(十四) (弘化二年一二月～同三年一月)
 ※成瀬隼人正、大代官手代、御役者、長岡炉裏番組頭、書院番組頭などの借用金の元帳。
- 第一五冊 新借用金元帳(十五) (弘化四年一二月～嘉永元年一月)
 ※御台所人組頭、勘定奉行添物書、藏奉行所江戸調役などの借用金の元帳。
- 第一六冊 新借用金元帳(十六) (嘉永元年一二月～同二年九月)
 ※御庭御掃除之者、数寄屋坊主組頭、本丸番組頭、木曾材木奉行手代、広敷賄人などの借用金の元帳。
- 第一七冊 新借用金元帳(十七) (嘉永三年一二月～同四年一月)
 ※御側組同心、新番、留書、持筒組同心、先手同心、相應寺、守綱寺などの借用金の元帳。
- 第一八冊 新借用金元帳(十八) (嘉永五年二月～同年八月)
 ※御側組同心、広敷組同心、大番組、寄合組、藏奉行手代並などの借用金の元帳。
- 第一九冊 新借用金元帳(十九) (嘉永六年二月～同七年八月)
 ※徒組、御下屋敷同心、広敷御用達、長久寺、性海寺などの借用金の元帳。
- 第二〇冊 新借用金元帳(二十) (安政元年一二月～同五年九月)

※四冊合綴〔安政元年一二月（同二年六月）分、〔安政二年一二月（同三年九月）分、〔安政三年一二月（同四年六月）分、〔安政四年一二月（同五年九月）分〕。大番組、馬廻組などの借用金の元帳。

第二二冊

新借用金元帳〔二十二〕

〔安政五年一二月（同六年一〇月）〕

※寄合組、小十人組、本丸番、鉄炮金具師、数寄屋坊主組頭などの借用金の元帳。

第二三冊

新借用金元帳〔二十二〕

〔安政六年一二月（同延元年六月）〕

※大番組、御納戸詰、大工、総見寺、国府宮神主などの借用金の元帳。

第二三冊

新借用金元帳〔二十三〕

〔万延元年一二月（文久元年九月）〕

※瀧川豈後守、広敷御用部屋書役、建中寺御廟番人、護国院、長榮寺などの借用金の元帳。

第二四冊

新借用金元帳〔二十四〕

〔文久元年一二月（同二年六月）〕

※山澄右近、中西主税、御下屋敷同心、右筆部屋留役、御庭御掃除之者、蒔絵師などの借用金の元帳。

第二五冊

新借用金元帳〔二十五〕

〔文久二年八月（同三年七月）〕

※御側組同心、表坊主、広敷御用達役、御納戸金方、右筆などの借用金の元帳。

第二六冊

新借用金元帳〔二十六〕

〔文久三年正月（七月）〕

第二七冊

新借用金元帳〔二十七〕

〔文久三年八月（元治元年七月）〕

※大番組、徒目付、支配勘定公事方、地方勘定奉行添物書、先手組同心などの借用金の元帳。

第二八冊

新借用金元帳〔二十八〕

〔元治元年一〇月（慶応三年六月）〕

※三冊合綴〔元治元年一〇月（慶応元年六月）分、〔慶応元年一二月（同二年六月）分、〔慶応二年八月（同三年六月）分〕。岐阜奉行

第二九冊

新借用金元帳〔二十九〕

〔元治元年一〇月（慶応三年六月）〕

※二冊合綴〔慶応三年一二月（同四年六月）分、〔明治元年一〇月（同一年六月）分〕。〔大納言様御上京御供初而二付〕「中將様御上京

御供初而二付」借用金の元帳。

尾一一三三 前大納言様御初御座所等御取建一巻

文久三年

新御殿御広敷御用部屋

縦 一

* 団面四鋪綴じこみ、綴じ込み文書三通あり。

尾一一三四 代取諸色買上帳

明治四年

尾一一三五 新御屋敷初風破別段諸色買上帳

明治四年

縦 一

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一一三毛 地並諸色買上帳

第一冊 地並諸色買上帳〔其一 御宮修理料金共〕 (明治四年)

※「地並御入用之節末五月十八日風雨ニ付新御屋敷初損所御修復別段諸式買上帳」「御宮修理料金諸色買上帳」の項目あり。

第二冊 [地並諸色買上帳 其二] (明治四~同五年)

尾一一三毛 諸色買上帳

第一冊 諸色買上帳〔二〕 (明治七年)

第二冊 諸色買上帳〔二〕 (明治八年)

尾一一三毛 御布告御用留 (明治七~同八年)

土木掛

尾一一三毛 御布告御用留 (明治三~同四年)

*太政官、兵部省、民部省などの布告留帳。貼付文書、挟み込み冊子(版本)多数あり。

第一冊 御布告御用留〔二〕 (明治三年)

第二冊 御布告御用留〔二〕 (明治四年)

尾一一三毛 御布告留

第一冊 [御布告留 二] (慶応四年二月~同年七月)

(徳川邸)

※挿み込み文書あり。

第二冊 御布告留〔二〕 (明治五~同六年)

第三冊 [御布告留 三] (明治六年二月~六月)

第四冊 [御布告留 四] (明治六年七月~同七年三月)

第五冊 [御布告留 五] (明治七年三月~九月)

第六冊 [御布告留 六] (明治七年九月~同八年九月)

第七冊 [御布告留 七] (明治八年九月~同九年八月)

第八冊 [御布告留 八] (明治八年二月~四月)

※太政官布告の版刷。

第九冊 [御布告留 九] (明治八年四月~一〇月)

※太政官布告、司法省布達などの版刷。

第一〇冊 [御布告留 十] (明治八年一〇月~同九年三月)

※太政官布告、司法省布達、工部省布達、陸軍省布達などの版刷。

縦

三七

縦

二

縦

一

縦

二

- 第一一冊 〔御布告留十二〕 (明治九年三月～八月)
※太政官布告、司法省布達、工部省布達、内務省布達などの版刷。
- 第二二冊 〔御布告留十二〕 (明治九年九月～一二月)
※挟み込み文書、貼付文書各一通あり。
- 第一三冊 〔御布告留十三〕 (明治一〇年一月～五月)
※太政官布告、内務省布達、工部省布達、開拓使布達、愛知県令達などの版刷。
- 第一四冊 〔御布告留十四〕 (明治一〇年五月～八月)
※内務省布達、行在所布告、海軍省布達、大藏省布達などの版刷。
- 第一五冊 〔御布告留十五〕 (明治一〇年九月～一二月)
※太政官布告、内務省布達、陸軍省布達、大藏省布達などの版刷。
- 第一六冊 〔御布告留十六〕 (明治一一年一月～三月)
※内務省布達、大藏省布達、宮内省布達、開拓使布達、地租改正事務局布達などの版刷。
- 第一七冊 〔御布告留十七〕 (明治一一年三月～七月) (愛知活版局刊行)
※太政官布告、内務省布達、大藏省布達、工部省布達などの版刷。
- 第一八冊 〔御布告留十八〕 (明治一一年七月～一二月) (愛知活版局刊行)
※太政官布告、宮内省布達、大藏省布達、工部省布達、海軍省布達、文部省布達などの版刷。
- 第一九冊 〔御布告綴十九〕 (明治一一年一二月～同一二年五月) (愛知活版局刊行)
※太政官布告、大藏省布達、工部省布達、陸軍省布達、開拓使布達などの版刷。
- 第二〇冊 〔御布告留二十〕 (明治一二年一月～八月) (愛知活版局刊行)
※太政官布告、大藏省布達、工部省布達、開拓使布達などの版刷。
- 第二一冊 〔御布告留二十一〕 (明治一二年八月～一二月) (愛知活版局刊行)
※太政官布告、内務省・大藏省布達、工部省布達、陸軍省布達、海軍省布達などの版刷。
- 第二二冊 〔御布告留二十二〕 (明治一二三年一月～六月) 愛知活版局刊行
※太政官布告、内務省・大藏省布達、工部省布達、陸軍省布達、開拓使布達などの版刷。
- 第二三冊 〔御布告留二十三〕 (明治一二三年六月～九月) 愛知活版局刊行
※太政官布告、大藏省布達、工部省布達、愛知県令達などの版刷。
- 第二四冊 〔御布告留二十四〕 (明治一二三年一〇月～一二月) 愛知活版局刊行
※太政官布告、大藏省布達、宮内省布達、愛知県令達などの版刷。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

一〇

第五冊 御布告綴〔二十五〕 (明治一六年一月～同年五月) 愛知新聞社刊行

※太政官布告、大蔵省告示、司法省告示、宮内省告示、愛知県令達などの版刷。

第六冊 御布告留〔二十六〕 (明治一六年五月～八月) 愛知新聞社刊行

※太政官布告、大蔵省告示、内務省告示、農商務省告示、愛知県令達などの版刷。

第七冊 御布告留〔二十七〕 (明治一六年九月～一二月) 東海新聞社刊行

※「太政官・愛知縣布告月集」第一号～第四号を収録。

第八冊 御布告留〔二十八〕 (明治一七年一月～六月) 東海新聞社刊行

※「太政官・愛知縣布告月集」第五号～第一〇号を収録。

第九冊 御布告留〔二十九〕 (明治一七年カ)

※「附録」(氣候表、耕作地表、農民戸口帳など)を収録。

第三〇冊 御布告留〔三十〕 (明治一七年七月～一〇月) 至誠堂刊行

※太政官布達、大蔵省告示、愛知県令達などの版刷。

第三一冊 御布告留〔三十一〕 (明治一七年八月～一二月) 至誠堂刊行

※太政官布達、大蔵省告示、愛知県令達などの版刷。

第三二冊 御布告留〔三十二〕 (明治一七年カ)

※「商務通信事項」および付表雑形(版刷)。

第三三冊 御布告綴〔三十三〕 (明治一八年一月～五月) 至誠堂刊行

※太政官布告、愛知県令達などの版刷。

第三四冊 御布告留〔三十四〕 (明治一八年五月～九月) 至誠堂・愛知日報社刊行

※太政官布告、愛知県令達などの版刷。

第三五冊 御布告留〔三十五〕 (明治一八年一〇月～同一年三月)

※太政官布告、内閣布告などの版刷。

第三六冊 御布告留〔三十六〕 (明治一九年一月)

※「租稅報告表調理順序及諸表様式」などの版刷。

第三七冊 御布告留〔三十七〕 (明治一八年一二月～同一年三月) 共同印刷会社刊行

※愛知県令達などの版刷。

*太政官から名古屋藩知事・家扶頭取・藩庁などへの布令の写を書き留めたもの。

尾一一三八

御布告綴込

(明治一一〇同一年)

(太政大臣三條実美)

縦

一

尾一一三八

太政官直達

(明治四〇同一年)

太政官(徳川邸)

縦

一

*太政官布告を史官伝達所を通じて徳川慶勝の家令執事などに申し渡したものと書き留めている。

第一冊 太政官直達(一) (明治四年七月～一〇月)

※挟み込み冊子(版刷)あり。

第二冊 [太政官直達二] (明治四年一〇月～同五年二月)

※太政官布告の挟み込み(版刷)多数あり。

第三冊 [太政官直達三] (明治五年三月～一〇月)

※御布告、規則の挟み込み(版刷)多数あり。

第四冊 [太政官直達四] (明治五年一〇月～同六年六月)

※太政官布告の挟み込み(活版印刷)多数あり。

第五冊 太政官直達(五) (明治六年六月～八月)

※太政官布告(活版印刷)、または関連規則の冊子の綴じ込みあり。

第六冊 [太政官直達六] (明治六年八月～一二月)

※太政官布告(活版印刷)、または関連規則の冊子の綴じ込みあり。

第七冊 太政官井式部寮御直達(七) (明治九年一月～同一年一月)

※太政官布告(活版印刷)等を綴じ込み。

第八冊 [太政官直達八] (明治一〇年一月～一二月)

※太政官布告(活版印刷)を綴じ込み。

尾一一三五

諸向日記

(天保一〇年正月～五月)

縦

一

*「御簾中様当春初而田町御物見江被為成候ニ付大納言様御初ら被進物の事」など、奥向から、尾張家とその一族、縁戚大名、奉文を書き留めたもの。

尾一一三六 年頭暑寒始朝廷御勤品一卷 他向御取扱事共(朝廷御勤) (明治元～同二年)

公用局

縦

一

番 号 表 領

尾一一三六一 御書被下留

*書画・短冊の留帳。徳川慶勝から下賜された書画の書上。

(嘉永二~明治一六年)

(御扈從頭取)
差出(作成)→宛所形態・数量
横・小 三

第一冊 御書被下留(一) (明治一~四年一月)

第二冊 御書被下留(二) (嘉永二~明治一一年)

第三冊 [御書被下留(三)] (明治二~同四年カ)

尾一一三六二 前大納言様御上京留 (文久二~同四年)

御供方御小納戸頭取

縦 二

*前大納言様は徳川慶勝のこと。

第一冊 前大納言様御上京留(一) (文久三年一二月~同四年一月)

※「日記」「触通辞」の項目で構成。

第二冊 [前大納言様御上京留(二)] (文久四年正月~二月)

※「願達取次留」「願達」「御道中日記」の項目で構成。

尾一一三六三 触留

御広敷御用懸

縦 五

*幕府法令、および尾張藩の触留。

第一冊 触留(一) (安政六年正月~一〇月)

第二冊 [触留二] (安政六年一〇月~一二月)

第三冊 [触留三] (万延元年正月~文久元年二月)

第四冊 [触留四] (文久元年二月~同二年閏八月)

第五冊 [触留五] (文久二年閏八月~一二月)

(安政六~文久二年)

尾一一三六四 故從一位様・故從三位様御装束品書

*故從一位様(慶勝)、故從三位様(義宣)の束帶、狩衣の書上。
明治一六年一二月一六日

尾一一三六五 御染筆願姓名簿 (明治二~同一年)

*貼付文書多數あり。

尾一一三六六 御道中井所々出御御行列(御行列御道中所々出御 源順 (明治期カ)

様

縦 一 縦 一

*「源順様(齊朝)初而御入国」「源懿様(齊莊)初而御入国」「中納言様(慶勝)初而御入国」「玄同様(茂徳)初而御入国御行列記」「御登城之節大手より御下乗迄

之御行列」「兩山紅葉山御豫參御參詣其外寺社御參詣御行列」等の書上。

尾一一三五

御衣紋方御用留

(文政九一同二二年)

(御衣紋掛り)

*
*尾張家当主、世子、庶子の装束についての留帳。

尾一一三六

御衣紋御用留

(正徳一宝曆一〇年)

*尾張家当主、世子、庶子の装束についての留帳。

第一冊
〔御衣紋御用留上〕
(正徳一宝曆八年)

第二冊
〔御衣紋御用留下〕
(宝曆九同一〇年)

縦
一

尾一一三七

御衣紋御用留

(安政五一文久二年)
(御衣紋掛り)

縦
一

尾一一三八
〔女中御改革調〕

第一冊
〔女中御改革調一〕
(明治二一同四年)

(明治二一同四年)
(家扶頭取 副家知事)

縦
二

*
*「安政五戌午歳七月御相続以来」(茂徳の家督相続)との記述あり。挿み込み文書「御衣紋懸り衆書付」(切紙)一通あり。
※「明治三年歳十一月御嚴候ニ付女中御改革調」「明治四未三月御暇女中江被下品々代一卷 同断御金被下一卷」「御金下之部」の項目で構成。

第二冊
〔女中御改革調二〕
(明治二一同四年)

(御広敷懸り家扶頭取)

*
*「明治二巳年御一新ニ付御暇女中調」「明治四未年岸野身分一卷」などの項目あり。

尾一一三九
〔寺社役所金払筋頭書〕

(江戸末期)

*
*中表紙に「完印根帳」「徳川家引受之分」(朱書)の貼紙あり。「壹之帳」「弐之帳」で構成。

尾一一四〇
申継帳

(嘉永七一文久元年)

縦
一

第一冊
〔申継帳一〕
(嘉永七一安政四年)

御年貢懸り(岩田運九郎・伊藤司馬介・湯浅定左衛門・川村治平)

縦
一

第二冊
〔申継帳二〕
(安政四一文久元年)

御年貢懸り(伊藤司馬介・湯浅定左衛門・湯浅為次郎)

縦
一

尾一一四一
御借財根帳
御側御下金初諸役所取扱之部

(嘉永五年)

縦
一

*

*
*「御側御下ヶ金」「外御金筋より預り金御本納江御借入金」「地方御勘定所取扱調達金」「在々召調達仕替之分」「在々人別調達之分」「御仕法立之外ニ相成候分」「自是利足滯分調達ニ相立候分」「在々人別調達利足滯之分」の項目で構成。

尾一一四二
御借財高寄上根帳
差上切等不治定之部

(安政三年)

縦
一

*
*「御本納江御借入金」「諸役所取扱之分」「御勝手方取扱御家中等預り金井在町之者調達金」「御勝手御用達等之分」「御勝手御用達同格取次之分」「町

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

奉行所御用達」「御借財々高」の項目で構成。

尾一一四〇三 御側寄物金御貸渡惣金高(帳)

(嘉永二~同六年)

寄物方

縦

一

尾一一四〇四 御物成勘定帳

明治四年

会計方

縦

一

尾一一四〇五 調達金請取手形割判留

*中表紙に「徳川家引受之分」(朱書き)の貼紙あり。

(明治一~同四年)

会計科

縦

一

尾一一四〇六 調達金人名帳(二)

*中表紙に「二冊之内」とあるが、現存は一冊のみ。

明治三年

会計科

縦

一

尾一一四〇七 幽香院様御卒去一巻

*幽香院は二代藩主徳川斉荘五女で誕生直後に死去。戒香(光)院は斉荘側室で幽香院生母。

天保一五年(弘化元年)

御広敷御用部屋

縦

一

第二冊 幽香院様御卒去一巻 天保一五年(弘化元年)

天保一五年(弘化元年)

御広敷御用部屋

縦

一

※「諸事」(「幽香院様御葬送御当日手続書」「御法事申手續書」などを含む)「雜事申渡とも」の項目で構成。
※「女中達御備物被下物共」「御行列之部」「御廟番之部」「御宝塔御誌石一巻」「御沙汰品之部」「戒香院一巻」の項目で構成。絵図
面として「淨形院様御位牌御厨子」「御位牌御安置御順図」「御白輿」「外御棺」「御石棺御蠟燭立御机」「御誌石」「御葬穴」「御廟
所」の図が袋に入つて括り付けられている。

尾一一四〇八 賢明院様御卒去留(賢明院様御卒去留一巻)

文久三年

新御殿御広敷御用部屋

縦

一

尾一一四〇九 知千代様御事快楽院様御卒去留

慶應二年六月

新御殿御広敷御用部屋

縦

一

*賢明院は徳川慶勝五男時千代のこと。「時千代様御用留」を合綴。
*知千代(快樂院)は慶勝七男。「御様躰より表向御発表被仰出迄之一巻御卒去ニ付取扱御法号とも」「御内輪御取扱女中達」「御入棺ニ付取扱」「建中寺
初出方」「御弘」「御出棺御送葬ニ付諸取扱」「御行列」「御出棺後御請一巻」「御廟番」「御新葬御法事一巻」「御新葬御法事後諸達等」の項目で構成。
「御位牌安置図」が挿み込まれている。

尾一一四一〇 大納言様御違例留

(弘化二年)

*大納言様は二代藩主徳川斉荘のこと。斉荘の御違例、逝去、葬送に関する留帳。

縦

一

第一冊 大納言様御違例留〔一〕（弘化二年七月～八月）

*「大納言様御逝去ニ付上使被進候御式」図が挟み込まれている。

第二冊 大納言様御違例留〔二〕（弘化二年八月～一〇月）

*挟み込み文書一通あり。

尾一一四二 知千代様御誕生留

（慶応元～同二年）

御広敷御用部屋

縦 一

*「御二十三日目若宮八幡江御名代一卷」「御刀御脇差被進一卷」などの項目あり。

尾一一四三 栄姫様御用留於尾州御誕生ニ付取扱向共

（嘉永五～同六年）

（江戸）御広敷御用部屋

縦 一

*栄姫（蕙心院）は慶勝長女。「御中腹多満懷妊治定之趣一件留」「於尾州七月廿二日晚御女子様御誕生被遊候付通用并諸事取扱向共」「諸事」「根極」「栄姫様御疱瘡一卷」の項目で構成。

尾一一四三 釧姫様御誕生御用留

（天保一四～弘化二年）

御用部屋

縦 三

*釧姫は資莊四女（松平（大給）乗命室、清月院）。

第一冊 釧姫様御誕生御用留〔一〕

（天保一四年二月～八月）

御用部屋

縦 一

*「諸達通辞」「御用掛」の項目で構成。

第二冊 釧姫様御誕生御用留〔二〕

（天保一四年四月～七月）

御用部屋

縦 一

*「藁目・御箆刀・御湯初・御七夜」「御道具」「御待請女中御乳持召抱等」「御札守等被進差上」「御誕生御当日御湯初御産髪垂御七夜御箸初手続」「女中被進被下」「自証院御祈禱」の項目で構成。

第三冊 釧姫様御誕生御用留〔三〕

（天保一四年五月～弘化二年四月）

御用部屋

縦 一

*「御乳附」「御取揚姥」「御作事」「手紙」「御賄所廻り物」「雜」「御色直・御著初」「御沙汰品」「釧姫様御弘一卷」の項目で構成。

尾一一四四 安千代様御髪置一巻

（慶応一～同二年）

御城御用達

縦 一

*安千代は慶勝六男（秋英院）。「寅十一月安千代様御髪置御入用御勘定帳」「御髪置御用代内渡判帳」などの項目で構成。

尾一一四五 寛之助様御誕生御用留

（嘉永七年（安政元年））

（江戸）御広敷御用部屋

縦 一

*寛之助は慶勝長男（靈珠院）。「諸事」「寅十二月寛之助様御色直御箸初御祝御膳伺帳」の項目で構成。

尾一一四六 元千代様御袴着ニ付御使參上取扱留

（文久二年一月）

御広敷御用部屋

縦 一

*元千代は慶勝三男、のち一六代藩主義宣。「元千代様為御着御祝儀御台所様御初より御使倉地久太郎・佐藤又右衛門參上ニ付取扱一卷」「元千代様御袴着之為御祝儀公方様より上使水野和泉守殿參上ニ付取扱一卷」の項目で構成。

番号表題

年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
尾一一四七 元千代様御袴着留 * 繰じ込み文書「元千代様御袴着付大奥御規式」あり。	(文久二年閏八月～一月) 御広敷御用部屋	縦 一
尾一一四八 鉢千代様御事善明院様御卒去留 * 鉢千代は慶勝八男。	(慶応三年四月～八月) 新御殿御広敷御用部屋	縦 二
第一冊 鉢千代様御事善明院様御卒去留〔二〕 (慶応三年四月～五月)		
第二冊 鉢千代様御事善明院様御卒去留〔二〕 (慶応三年四月～八月)		
※「御行列」「御廟番」「御出棺後御請一巻」「御新葬御法事一巻」「御新葬御法事後願達等」の項目で構成。		
尾一一四九 寛之助様御卒去一巻 * 寛之助は慶勝長男(靈珠院)。	(安政二年正月)	
第一冊 寛之助様御卒去一巻〔二〕 (安政二年正月)		
第二冊 寛之助様御卒去一巻〔二〕 (安政二年正月)		
尾一一五〇 [堯之助様御葬儀書類] * 堀之助は慶勝二男(鑒徳院)。	(安政二年一〇月～一月)	縦 二
第一冊 [堀之助様御葬儀書類 一] (安政二年一〇月)		
第二冊 [堀之助様御葬儀書類 二] (安政二年一〇月～一月)		
※一部破損。		
尾一一五一 中将様御額直御袖留御祝儀上使松島殿被參候取扱一巻 * 中将様はのちに九代藩主となる徳川宗睦のこと。	(延享四年二月)	縦
尾一一五二 亀之助様御宗家御相続一巻 * 亀之助は田安亀之助(徳川家達)のこと。	(慶応四年六月～九月)	御広敷御用部屋
尾一一五三 報之助様御送葬之記 * 「御摺書」「御送葬御法事御宝塔御供養等御次第書」の項目あり。	(安政二年一一月～一二月)	

尾一一四四四

釧姫様御髪置御祝儀_ニ付取扱留・御同人様御紐解御祝_ニ（弘化二年二月・江戸御広敷）御用達

付取扱留〔釧姫様御髪置御祝_ニ付取扱留〕

*「釧姫様御髪置御祝儀被為整候付御入用松帳」「嘉永二年酉十二月朔釧姫様御紐解御入用御勘定帳」などの項目あり。

尾一一四五五

釧姫様御鉄醤初御用留

*「釧姫様御鉄醤初_ニ付御入用御勘定帳」の項目あり。

（安政二年同三年）

御用達

尾一一四五六

御法令等留極事書抜

*主に姫君附の御用役（御用人）への法令を書き留めたもの。

（安政二年文久三年）

御附属御用役

尾一一四七

諸達等之留〔諸達等留〕

（安政四年文久二年）

御用役

*主に利姫様御用役への達を書き留めたもの。利姫は二代藩主徳川斉荘の娘で清水斉彌養女、浅野慶熾室。

尾一一四八

御直書取扱究御鷹場井所々出御御留守御直書來候節取

（天明八年寛政六年）

扱方書

*包袋に「御直書取扱究御小性立不居合節取扱之儀」とあり。

尾一一四九

尾州様御由緒略記

（江戸末期カ）

大樹寺

尾一一五〇

貞慎院様・釧姫様御參府取扱留

（文久二年九月一月）

縦

尾一一五二

熊五郎様御箸初御祝式抜粹初メ

（宝暦四年明治元年）

縦

*表紙に「山口由貫ヨリ献上」とあり。熊五郎（治休、徳川宗睦長男）の他、利姫・元千代・釧姫・道姫・豊姫・安千代などの御祝式の書抜。

尾一一五三

〔替目留〕

（嘉永七年明治一年）

縦

第一冊

替り目留〔替目留上〕（嘉永七年安政四年）（御小納戸頭取）

（徳川）

縦

※御小納戸・広敷詰・奥坊主・御用部屋懸り役人等の御用向や人事を書き留めたもの。

第二冊〔替目留中〕（安政五年万延元年）（徳川）

第三冊〔替目留下〕（文久元年同三年）（徳川）

（慶應三年明治二年）

新御殿御小納戸頭取（徳川）

縦

一

一

一

一

一

一

一

一

一

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

尾一一四三〔替目留〕

(元治元~明治元年)

(御小納戸頭取)

形態・数量
縦 一

第一冊〔替目留〕 (元治元~慶應二年)
第二冊〔替目留〕 (慶應二~明治元年)

尾一一四三類集抜萃

安政二年

*「安政二辰年献金茜部伊藤五」「小塚理三郎筆記写」「米金納戸内訳」「御材木代并知多郡御私居是迄之通ニ而居置候御納戸」「物借財大法積書」「御訖立可相成分書抜」「献金取扱村々惣代人名并惣人員 小塚理三郎扣」「献金之人別名前 小塚理三郎扣」の項目で構成。

尾一一四三御入用金請払帳

(文久四~明治四年)

御城御用達

縦 一

尾一一四三豊姫様御用留

(万延二~明治二年)

新御殿御広敷御賄所

縦 一

尾一一四三伝通院より預り金取扱留

(天保一五年)

御広敷御用達

縦 一

尾一一四三御用金貰數帳

(弘化元~明治一九年)

御小納戸詰組頭

縦 一

尾一一四一御側別段御金筋御下ヶ金相成候元帳

(安政二~明治一六年)

縦 一

*伊藤次郎左衛門、内田忠次郎、および江戸表勘定所などの御下ヶ金の書留。括り付けの文書・綴あり。

尾一一四三御新田金平田所より取立之分附追而役所江上納之分共 (安政六~明治五年)

〔徳川〕

縦 一

尾一一四三御新田金返納分之内より御用置として小天守江相納候金高帳 (天保一二~同一五年)

御小納戸頭取

縦 一

帳

第一冊 御新田金返納分之内より御用置として小天守江相納候金高帳 (天保一二~同一五年)
第二冊 御新田金返納分之内より御用置として小天守江相納候金高帳 (天保一二~同一五年)

※第一冊と同内容。

尾一一四四御控地御年貢金窮民御救御手当として不入火御土蔵江相納候金高帳 (天保一二~弘化五年)

御小納戸頭取

縦 一

納候金高帳

第一冊 御控地御年貢金窮民御救御手当として不入火御土蔵江相納候金高帳 (天保一二~弘化五年)

二

第二冊 御控地御年貢金窮民御救御手当として不入火御土藏江相納候金高帳（二） （天保一二～弘化五年）

*第一冊と同内容。

尾一一四四

御新田金納払元帳

第一冊 御新田金納払元帳（二）

（天保九年）

第二冊 御新田金納払元帳（二）

（天保一二～嘉永元年）

*表紙に「天保十二丑三月改」とあり。

（天保九～嘉永元年）

御小納戸頭取

縦

一

尾一一四五

御新田金納払御勘定帳緝入

*「御新田金返上分上納御勘定帳」「御庭御新田畠御取箇御払物代初所々御扣地御年貢代金銀上納御勘定帳」「御貸渡御新田金御勘定帳」「御新田方小払御入用金御勘定帳」「申年中御新田金納払御勘定帳」「西年中御新田金納払御勘定帳」「戌年中御新田金納払御勘定帳」の項目で構成。

（天保六～同一〇年）

縦

一

尾一一四五

御新田金元帳

*大代官の他、清須・小牧・太田・水野・鳴海・鵜多須・北方の各所付代官ごとに村々の新田金を書き上げたもの。
第一冊 大代官役所取立之分 御新田金元帳（二）

（文化一四～天保一年）

御小納戸役所

縦

七

第二冊 御新田金元帳（二）

（天保一二年）

*「四ツ谷様」「諸役所」「同心」「寺」「社家」「百姓」「茶屋」「町人」の項目で構成。

第三冊 御新田金元帳（三）

（天保一二年）

第四冊 御新田金元帳（四）

（天保一二年）

第五冊 御新田金元帳（五）

（天保一二年）

第六冊 御新田金元帳（六）

（天保一二年）

第七冊 御新田金元帳（七）

（天保一二年）

寄物方

縦

一

尾一一四五

俊恭院様御葬送御中陰御法事共仮建物御補理席仕切等図

（嘉永七～明治六年）

寄物方

縦

一

面

*俊恭院は福君（一代藩主徳川斉温繼室）のこと。天保二年一〇月二日に死去。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一一四五 御年貢米御勘定帳

(天保九・同一〇年)

三浦又四郎・小嶋九郎八・牧與九郎・伊藤義六

*「天保九戌年御年貢米御勘定帳」「天保十亥年御年貢米御勘定帳」を合綴。

尾一一四五 去々亥年分御年貢米并御庭御作物等御払代金上納内訳帳
御庭内初所々御控地御年貢并御払代等御勘定内訳帳

(天保一〇年)

縦 一

尾一一四五 御新田金拝借之方江質物之品々入札を以御払代金調帳

(江戸後期)丑三月

縦 一

尾一一四五 (御新田金納払御勘定帳)

(天保一〇・同一二年)

縦 一

*「御新田金去子暮返納分之外納払等惣御勘定帳」「天保十亥年中御新田金納払御勘定帳」の二冊を合綴。
尾一一四五 (米価下直付御買上米ニ関スル一件書類)(江戸後期)丑三月 (徳川)
(天保一〇・同一二年) 三浦又四郎・小嶋九郎八・牧與九郎・伊藤義六

縦 一

尾一一四五 (米価下直付御買上米ニ関スル一件書類)

(寛政一〇・同一一年)

縦 一

*包袋に入っている。袋の下ヶ札に「米価下直付御買上米ニ関スル一件書類」とあり。

第一冊 御買上米御勘定目録 寛政一一年正月 大鐘屋藤七 横

縦 一

第二冊 三ツ御藏入口御買上米御勘定目録 (寛政一〇年) 午年 大鐘屋藤七 横

縦 一

第三冊 午暮御買上納米代金石数大鐘屋藤七より指出請払勘定仕切帳式通並御藏米ニ直認メ相済書壹通入 (寛政一一年)

縦 一

① 午冬御買上米未三月御払相成候分(書付) 未四月 大鐘屋藤七 状

縦 一

② (御買上米上納取扱付) 目録 未四月一二日 大鐘屋藤七 状

縦 一

③ (未春御米御払代金之内先達而上納分書付) 未四月一二日 大鐘屋藤七 状

縦 一

④ 午冬御買米代金請取判帳 菊池伴左衛門 横

縦 一

⑤ 御買上米御藏米ニ直石数并御買上之惣金高ニ割付相済(留帳)

縦

※以上五点が袋に入っている。

第四冊 御買上米取扱留 寛政一〇年一月 (大鐘屋藤七) 縦

縦 一

※包紙上書に「半年御買上米入置候藏々之覚書付尤從此方封印為附候書付式通」とあり。

第五冊 御切米御扶持方俵直し(帳) (寛政一〇・同一一年カ) 横

縦 一

縦・横・状

九

尾一一四五六

定光寺図面

(江戸後期カ)

*法量七三・六cm×八五・〇cm、付箋あり。

尾一一四五六

定光寺御参詣之節御補理向図面

第一 図 定光寺御参詣之節御補理向図面

嘉永六年九月

*法量一二四・二cm×一三八・七cm。

第二 図 定光寺御参詣御補理向図面

(江戸後期)

*法量一二三・六cm×一五〇・八cm、付箋あり。

尾一一四五六

烏森禪養寺德雲院様御石碑之図面

*徳雲院は松平義昌(陸奥染川藩主)二男。禪養寺には義昌及びその子息が葬られている。「但御石碑外矢来手狭ニ付、今般懸紙之通広マリ申候右修復之図面」とあり。

尾一一四五六

本寿院様百回御法事補理向図面 但当日式拾五僧於

天保九年二月一四日

相應寺 御用懸り林斧十郎・川瀬藤十郎・鋪

松本新蔵

鋪

一

御内御殿御執行

*法量一〇三・四cm×七三・七cm。彩色あり。袋あり。梅昌院は三代藩主綱誠側室。

尾一一四五六

西掛所梅昌院様御廟図

*法量三〇・〇cm×四三・二cm。彩色あり。袋あり。梅昌院は三代藩主綱誠側室。

尾一一四五六

建中寺御靈屋并御内仏御参詣之図

(江戸末期)

御小納戸頭取

鋪

一

尾一一四五六

建中寺御參詣之節物図

(江戸後期)

御小納戸

鋪

一

尾一一四五六

建中寺御參詣之節物図

*法量二九・〇cm×八一・六cm

(江戸後期)

御小納戸

鋪

一

尾一一四五六

建中寺惣御靈屋并御内仏江御参詣之絵図

*法量六六・六cm×五四・七cm

天保一四年七月五日

御小納戸

鋪

一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一一四五 建中寺御成間御内仏図面

(江戸後期カ)

鋪 一

* 法量一一二・〇cm×一一三・七cm。彩色あり。

尾一一四五 万松寺家作惣図

文政三年一二月 取扱伊一郎

鋪 一

* 法量八九・〇cm×八〇・三cm。彩色あり。万松寺には高原院(春姫、初代藩主徳川義直正室)の御靈屋がある。

尾一一四六 高岳院様式百五拾回御忌御法事御補理図面

嘉永二年二月七日 取扱近藤弥右衛門・近藤東三郎

鋪 一

尾一一四七 天徳寺真證院様御牌前御廟御參詣図面

(嘉永年間)

鋪 一

* 法量六〇・三cm×一〇〇・八cm。真證院は規姫(高須藩主松平義建室)のこと。

安政三年二月五日

鋪 一

尾一一四八 性高院様式百五拾回御忌御法事之節図面

(嘉永年間)

鋪 一

* 法量三九・一cm×四七・〇cm。性高院は松平忠吉(徳川家康四男)のこと。

尾一一四九 御留守年御代々様御法事御補理図

文久二年

鋪 一

尾一一五〇 東照宮境内之図控

(明治初期カ)

鋪 一

* 法量三一・三cm×六七・五cm。

文久二年五月

鋪 一

戸山御小納戸

鋪 一

尾一一五二 (顕性院図面)

文久二年五月

鋪 一

* 法量三九・二cm×八一・九cm。

慶応四年八月二〇日

鋪 一

尾一一五三 昭徳院様三回御忌東御靈屋於るて御法事御補理図

(江戸末期カ)

鋪 一

* 法量八一・〇cm×五七・〇cm。朱書きで「明治二年七月廿二日徳院様(家慶)十七回御忌御法事之節此図面を以取計候事」とあり。昭徳院は一四代將軍家茂のこと。図中に「尊寿院表門」の記述があることから、名古屋東照宮の図面の一部と推測される。

尾一一五四 天徳寺惣図

(江戸末期カ)

鋪 一

* 法量二六・八cm×三七・一cm。彩色あり。

尾一一四五 天徳寺御廟之図

(江戸末期カ)

* 法量七八・〇cm×一〇九・七cm。付箋あり。

尾一一四七六 東照宮御旅所差図

(江戸期)

* 法量八四・〇cm×七六・七cm。

尾一一四七七 热田新田捷帳 絵図共

(江戸後期カ)

森川彦十郎・作十郎

鋪

二

* 法量①四〇・五cm×七八・八cm、②三四・七cm×六六・五cm。袋に「帳不見」とあり。袋の裏書に「久田善左衛門預り書付右同人受書」とあり。二鋪ともに彩色あり。

尾一一四七八 於大森寺歓喜院様式百回御忌式拾五僧御法事御補理方図

天保四年二月一二日

御用懸山内丹治・三輪勝四郎

鋪

一

尾一一四九八 面

御用懸山内丹治・三輪勝四郎

鋪

一

* 法量八四・二cm×一〇一・三cm。歓喜院は尉(初代藩主義直側室、二代藩主光友生母のこと)。

尾一一四九九 万松寺高原院様式百回御忌御法事之節御補理方図面

天保七年四月

* 法量八六・五cm×一三〇・五cm。高原院は春姫(義直正室のこと)。

尾一一五〇〇 相應寺御參詣之図

(安永二年以降)

鋪

一

尾一一五〇一 小払受取綴
(慶応二年・明治四年同七
御年貢地懸
年)

縦

一

尾一一五〇二 本納金銀請払日記
(慶応四年明治元年)

縦

一

* 「慶応二寅年小払判帳綴」「明治四未年小払請取書綴」「明治五壬申年小払請取」「明治六年小払請取綴附届書共」「明治七甲戌年小払請取綴附届者共」の計五冊を合綴。挿み込み文書多數あり。

尾一一五〇三 本納金銀請払日記

慶応四年(明治元年)

縦

一

尾一一五〇四 御勝手御用達退留
(慶応元年)

御勝手方御勘定所

縦

一

* 商方および農方御勝手御用達の進退に関する留帳。

第一冊 御勝手御用達退留一 (慶応元年同三年)

(慶応元年明治四年)

縦

一

第二冊 御勝手御用達退留二 (慶応二年)

(慶応元年明治四年)

縦

一

第三冊 御勝手御用達退留三 (明治元年同三年)

(明治元年同三年)

縦

一

第四冊 御勝手御用達退留四 (明治二年同四年)

(明治二年同四年)

縦

一

尾一一五〇五 [御勝手御用留]

第一冊 [御勝手御用留](一) 慶応四年(明治元年)

(御勝手方御勘定所)

縦

一

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

第二冊	〔御勝手御用留〕(二)	慶応四年(明治元年)
第三冊	〔御勝手御用留〕(三)	慶応四年(明治元年)
第四冊	〔御勝手御用留〕(四)	慶応四年(明治元年)
第五冊	〔御勝手御用留〕(五)	明治二年
第六冊	〔御勝手御用留〕(六)	明治二年
第七冊	〔御勝手御用留〕(七)	明治二年

尾一一四六 公辺下書(留)

(寛政～安政年間) (徳川)

縦 一

一

*中表紙に「公辺下書 御口上書 添文 御門札引替 御目見 上使御案内等此内ニ有」とあり。挿み込み文書あり。

尾一一四七 〔御勘定所取締〕(留)

(弘化三～明治二年) (徳川)

一

*「午十一月御預口金子五百両」「利金払口」の項目で構成。

尾一一四八 御臺糺明歩附

(九月)

上田帶刀

縦 一

尾一一四九 (建中寺俊恭院様御位牌御遷座御堂向井御内仏御補理等図面)

御用懸り日比野玄八・木村喜左衛門・

一

図面)

*袋の上書に「天保十三寅六月七日於建中寺俊恭院様御位牌御遷座御堂向井御内仏御補理等図面」とあり。俊恭院は福君(一代藩主斎温継室、鷹司政熙女)のこと。

第一図 俊恭院様御位牌御遷座御本堂之図 天保二三年六月七日

※法量二・四cm×四三・一cm。付箋・貼紙あり。「此図面御右筆鈴木大三郎ち借残写取」とあり。

第二図 俊恭院様御位牌御遷座勤行式之図 天保二三年六月七日

※法量二・二cm×四三・〇cm。付箋・貼紙あり。「此図面御右筆鈴木大三郎ち借残写取」とあり。

第三図 (俊恭院様御位牌御遷座御内仏之図) (天保二三年六月七日)

※法量二・二cm×四三・〇cm。付箋あり。

第四図 建中寺俊恭院様御位牌御遷座御補理方図面

※法量七九・二cm×一〇〇・三cm。

尾一一五〇

俊恭院様拾七回御忌御法事御補理図面但懸紙御參詣御
補理

安政三年九月二九日

鋪

一

* 法量一〇七・五cm×七七・〇cm。

尾一一四九一 (俊恭院様御石碑御厨子平之図・御石碑拓本・御石碑直 段書) (明治五年一月～四月)

* 袋の上書に「俊恭院様御石碑之図初メ」とあり。

① 俊恭院様御石碑之図 (明治五年二月三日) 鋪 三

※ 法量は三鋪とも二四・六cm×三四・六cm。

② (俊恭院様御厨子平之図等綴) (明治五年二月三日) 繼

※ 「俊恭院様御厨子平之図」「御位牌平之図」など計一〇点の図面を紙綴で綴つてある。

③ (俊恭院様御石碑年月日拓本) (明治五年二月三日) 鋪

※ 法量二八・三cm×二七・五cm。

④ (俊恭院様御石碑直段書) (明治五年) 四月 德川邸土木方→石工和三郎 状

尾一一四九二 御神事御祈禱留 御備物御礼取扱共

* 掣み込み文書あり。

尾一一四九三 (御方々様御忌日記 御深井輪中屋敷地坪數留)

(寛政年間～明治初年) (徳川)

尾一一四九四 (御祠堂御祭式帳)

(明治期)

* 虫損あり。

尾一一四九五 (御祠堂金等請証綴)

(文化年間～明治中期)

* 表紙に「文化年間以降」とあり。

尾一一四九六 定光寺御寄附仏書目録

(明治期カ) 六月 (徳川)

尾一一四九七 (奠香帳完)

(江戸後期)

* 「御日記所」の朱印あり。新田流徳川家の系統の累代(将軍家・御三家とその一族)の御法号・御靈廟・御牌所などを記したもの。

尾一一四九八 御小納戸御役所より相渡候柳原御祈禱所諸色帳

午一〇月 矢田常右衛門

縦 縦 縦 縦 縦 縦

一 一 一 一 一 一

番号表題

尾一四九〔御年回頭書〕

*将軍家・尾張家の年回忌を記した留帳

尾一五〇〔御方々様御寺切二而御回向之留〕

(文政五~慶応三年)

縦 一

*「御早世御子様方御回向之御次第是迄日記ニ留入有之趣相見候共、委敷者日記ニも留入無之、御回向之節々御先例見合手間取候付、如此一卷拵候間以来御寺切ニ而御回向之御方々様有之節之一巻、此留江入候筈申相極置候事」とあり。

尾一五〇〔理性院様・賢明院様等御回向一巻〕

(元治元~明治八年)

縦 一

*「理性院様一回御忌御回向之一件」「賢明院様一回御忌御回向之一巻」「春陽院様一回御忌御回向法式」などの項目で構成。理性院は常千代(一五代藩主茂徳二男)、賢明院は時千代(慶勝五男)、春陽院は岑姫(慶勝六女)。その他に靈珠院(寛之助、慶勝長男)、馨徳院(堯之助、慶勝二男)、秋英院(安千代、慶勝六男)、快楽院(知千代、慶勝七男)、善明院(鉢千代、慶勝八男)、秋露院(慶勝九男)、靈沼院(盛千代、慶勝一〇男)、蕙心院(采姫、慶勝長女)、良幻院(慶勝次女)、自光院(能姫、二代藩主光友五女)の御忌御回向の記録あり。

尾一五〇〔東京御寺方一巻附御供養御法事并日増院取扱共〕

(明治三~同四年)

縦 一

*挿み込み文書あり。

尾一五三〔御法事御供養(留)〕

(明治三~同四年)

縦 一

尾一五四〔御借財根帳〕

(文化五~嘉永五年)

縦 一

尾一五四〔御借財根帳〕

(天保一~安政元年)

縦 一

*「公義御拝借金等」「御側御下ヶ金」「御本納御借入金等」「在々調達金」「町々調達金」「熱田町々調達金」「岐阜町々調達金」「御勝手方取扱調達金」「関戸鉄太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵調達金」「農方御用達調達金」「商方御用達調達金」の項目で構成。表紙貼紙には「文化五年五月天保十四年」とあり。

尾一五五〔御借財根帳〕

(天保一~嘉永五年)

縦 一

尾一五六〔御借財根帳〕

(天保一~嘉永五年)

縦 一

*「関戸鉄太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵調達金」「岡谷惣七・伊藤忠左衛門・小出庄五郎・熊谷はま調達金」の項目で構成。表紙貼紙には「天保二年五月十三年」とあり。

尾一五七〔御借財根帳 未(米)利ノ部〕

(天保五~嘉永五年)

縦 一

差出(作成)→宛所

(宝永元~明治一年)

縦 一

形態・数量

*「米利調達金」の項目で構成。表紙貼紙には「天保五年より十四年」とあり。

尾一一五八 御借財根帳

*「在々調達金」「御勝手方取扱調達金等」「御勝手方御勘定所取扱在町之者共調達金」「御勝手方御勘定所御仕送之者より上納金引当預り金」「元美濃屋惣兵衛江貸渡金調達三相立候分」などの項目で構成。表紙貼紙には「天保九年より十三年」とあり。

尾一一五九 御借財減筋三付指上切等申立 永調達三相成添証文相渡候

(天保一二三〇 安政元年)

縦一

部(御借財根帳)

*「御本納江御借入金」「地方御勘定所取扱調達金」「在々人別調達之分」「町奉行取扱調達金」「熱田奉行取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達金」「御勝手方取扱預り金在町調達」「岡田小八郎・梅村きせ調達金」「農方御用達調達金」「農方御用達格調達金」の項目で構成。表紙貼紙に「徳川家江引受之分」とあります。

尾一一五〇 御借財根帳

(天保元年嘉永五年)

縦一

*「公義御拝借金等」「御側御下ヶ金」「新御殿御下ヶ金」「外御金筋より御本納元立」「在々調達金」「町奉行所取扱町々調達金等」「熱田奉行所取扱町々調達金」「岐阜奉行所取扱岐阜地之者共調達金」の項目で構成。表紙貼紙には「天保十四年」とあります。

尾一一五一 御借財根帳

(天保一五一年嘉永五年)

縦一

*「御勝手御用達等未利調達金」の項目あり。表紙貼紙には「天保十五年より弘化四年」とあります。

尾一一五二 御借財根帳 甲(壱)

(天保一二一年安政四年)

縦一

*「公義御拝借金等」「御側御下ヶ金」「新御殿御下ヶ金」「御本納御借入金」「地方御勘定所取扱在々調達金」「町奉行取扱町々調達金等」「岐阜奉行取扱岐阜之地之者共調達金」「京都錦小路役所取扱調達金」「市ヶ谷御勘定所取扱調達金等」「御勝手御勘定所取扱在町之者共調達金」「御勝手御勘定所取扱分銅引當調達金」「御勝手方御勘定所取扱御仕送之者より上納金引当預り金」の項目で構成。中表紙には「弘化元辰年より」とあります。

尾一一五三 御借財根帳 乙(貳)

(文政一二一年嘉永五年)

縦一

*「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵調達金」「岡谷惣七・小出庄五郎・伊藤忠左衛門・熊谷治太郎・理三郎・はま調達金」「農方御勝手御用達調達金」「商方御勝手御用達調達金」「美濃屋勘七・萬屋弥八調達金」「伊藤屋仁兵衛調達金」「八幡町之者共調達金」「京都調達金」などの項目で構成。中表紙には「弘化元辰年より」とあります。

尾一一五四 [差上切等不治定之部 御借財根帳]

(文政一三一年慶応元年)

縦一

*「諸役所取扱調達金」「町奉行取扱之分」「御勝手方御勘定所取扱預り金調達金」「御勝手御用達調達金」「御勝手御用達同格取次調達金」「町奉行所御用

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一一五五
〔嘉永元申年 御借財根帳〕
（嘉永元（同二年））

〔嘉元申年 ち嘉永六年〕「徳川家江引受之分」とあり。

縦 一

*「新御殿御下ヶ金」「外御金筋より御本納江御借入金」「諸役所取扱調達金」「地方御勘定所取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達金」「御勝手方取扱御家中等
より預り金在町之者共調達金」「嘉永元申年分御勝手方取扱御払居朱代先納金判物を以調達金之分」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵調達金」
〔農方御勝手御用達共同格とも調達金〕「美濃屋勘七・吹原屋文三郎・萬屋弥八調達金」「八幡町之者共調達金」「正金米切手入替調達」の項目で構成。

尾一一五六
〔嘉永二西年 御借財根帳 上〕
（嘉永一（同六年））

*「外御金筋より預り金等御本納江元立」「諸役所取扱調達金」「地方御勘定所取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達金」「熱田奉行取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達
金」「白鳥御材木奉行取扱御払材先納調達金」「御勝手方取扱御家中等より預り金在町之者共調達金」「分銅引当調達金」「御払材代引当材木屋共先納調達
金」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵調達金」「岡田小八郎調達金」「農方御勝手御用達共調達」の項目で構成。

縦 一

尾一一五七
〔嘉永二西年 御借財根帳 下〕
（嘉永一（同六年））

*「農方御勝手御用達格之者共調達金」「大坂御廻米御備金之方江別段調達金」「商方御勝手御用達共調達金」「美濃屋勘七・萬屋弥八調達金」「三家之者共
於上方借入為取計調達金」「嘉永二西年高寄」などの項目で構成。

尾一一五八
〔指上切不治定之部より引分ケ候分御借財根帳〕
（文政二（明治三年））

*表紙貼紙には「嘉永三年五月」とあり。括り付け文書あり。

縦 一

尾一一五九
〔嘉永二戌年 御借財根帳〕
（嘉永二（明治九年））

*「外御金筋等より御本納江御借入金」「諸役所取扱調達金」「地方御勘定所取扱調達金」「町奉行取扱調達金」「熱田奉行取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達
金」「白鳥御材木奉行取扱御払材代先納調達金」「御勝手方取扱御用達等より預り金調達金」「農方御用達調達金」「商方御用達調達金」「嘉永二戌年高寄」
などの項目で構成。

縦 一

尾一一六〇
〔借財根帳 之内抜〕
（享和二（安政三年））

*表紙には「嘉永三年五月安政二年」とあり。

縦 一

尾一一六一
〔御借財根帳〕
（天保元（安政二年））

縦 一

*「商方御用達調達金」「商方御用達格調達金」「農方御用達取次調達金」「農方御用達取次調達金」「商方御用達取次調達金」「商方御用達格取次調達
金」「町奉行御用達調達金」「八幡町御用達初調達金」の項目で構成。表紙貼紙には「嘉永三年五月安政二年」とあり。

尾一五三 御借財根帳 鴻池二家初調達金証文改替之分

(明和四・安政五年)

縦

一

*「永納調達之分」「古調達金文政二卯年より無利百ヶ年賦 弐百ヶ年賦口」「古調達金文政二卯年より季米利永年賦口」「天保年以来調達元金当分置居月三朱利口」「鴻池新十郎手次古調達金文政二卯年より百ヶ年賦返済之分」などの項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永四亥年」とあり。

尾一五三 御借財根帳

(天保六・安政三年)

*「御側御下ヶ金等」「諸役所取扱調達金」「地方御勘定所取扱調達金」「町奉行取扱調達金」「熱田奉行取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達金」「白鳥御材木

奉行取扱御松材代先納調達金」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵調達金」「農方御用達調達金」「商方御勝手御用達調達金」「三家之者共於京都

借入為取計調達金」「嘉永四亥年高寄」などの項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永四亥年」とあり。

尾一五四 御借財根帳 御勝手御用達之部

(天保元・安政二年)

縦

一

*「御勝手方取扱在町之者共調達金」「元美濃屋惣兵衛五十ヶ年賦口証文仕替之分」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠蔵」「三家之者共於京都田小八郎・梅村きせ」などの項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永五子年 弐」とあり。

尾一五五 御借財根帳 諸役所取扱之部

(嘉永五・安政元年)

縦

一

*「町奉行取扱調達金」「岐阜奉行取扱調達金」「白鳥御材木奉行取扱御松材代先納調達金」の項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永五子年壱下」とあり。

尾一五六 御借財根帳 御勝手御用達并大坂調達等之部

(天保二・安政三年)

縦

一

*「商方御用達」「商方御用達格」「農方御勝手御用達取次之分」「関戸哲太郎・商方御勝手御用達取次之分」「商方御勝手御用達格取次之分」「町奉行御用達美濃屋勘七・萬屋弥八・岡田屋理平・高麗屋新三郎」「御仕送之者共大坂御廻材支配人共於大坂借入調達金」「嘉永五子年高寄」の項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永五子年三」とあり。

尾一五七 御借財根帳 利足滯分無利足調達之部

(天保二・安政二年)

縦

一

*「御本納江御借入金」「地方御勘定所取扱調達金」「天保十二寅年在々人別調達之分」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠治郎調達金」「農方御用達調達金」「商方御借入金」「商方御用達格取次之分」「町奉行御用達格取次之分」「商方御勝手御用達同格取次之分」「商方御勝手御用達格取次之分」「商方御勝手御用達格取次之分」「商方御勝手御用達格取次之分」「町奉行所御用達」「八幡町調達」「差上切等之分メ高」の項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永五年二安政二年」「徳川家江引受之分」とあり。

(天保二・安政二年)

縦

一

*「御側御下ヶ金」「外御金筋并御家中等預り金御本納江御借入金」「御勝手取扱御家中等預り金在町之者共調達金」「農方御勝手御用達」「商方御用達」「御側御下ヶ金」「町奉行所御用達」「御仕送之者共大坂御廻材支配人共於大坂借入調達金」「八幡町御用達」「嘉永六丑年中御借財高寄」などの項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永六丑年」とあり。表紙貼紙に「徳川家江引受之分」とあり。

(嘉永六・安政元年)

縦

一

尾一五九 御借財根帳

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一五〇 御借財根帳 添証文之分

(文政一三〇 安政三年)

縦 一

*「御本納江御借入金」「鳴海御代官支配所之分」「北方御代官支配所之分」「佐屋御代官支配所之分」「小牧御代官支配所之分」「清須御代官支配所之分」「上有知御代官支配所之分」「横須賀御代官支配所之分」「太田御代官支配所之分」「町役所」「岐阜役所取扱之分」などの項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永六丑年」とあり。表紙貼紙に「徳川家江引受之分」とあり。

尾一五三 「御借財根帳 御材木之部」

(嘉永七〇 明治二年)

*「白鳥御材木奉行取扱御松材引当先納調達之分 寅年御伐出材引当之分」「卯年御伐出材引当之分」「辰年御伐出材引当之分」「御材木を以訛立之分」の項目で構成。表紙貼紙に「徳川家江引受之分」とあり。

尾一五三 御借財根帳

(天保一四〇 安政四年)

縦 一

*「御側御下ヶ金等」「外御金筋より御本納江御借入分」「諸役所取扱調達金」「諸役所取扱調達金」「在京御用達役取扱調達金」「白鳥御材木奉行取扱之分」「寅年御伐出材引当之分」「御勝手方取扱調達金」「御勝手方取扱三家之者共於上方借入調達」「御勝手方取扱三家之者共於上方借入調達」「御仕送之者共大坂御廻材支配人共於大坂借入調達金」「御勝手方取扱八幡町御勝手御用達初」の項目で構成。表紙・中表紙には「嘉永七寅年」とあり。

尾一五三 御借財根帳

(安政一〇 同四年)

縦 一

*「外御金筋等より御本納江御借入分」「諸役所取扱調達金」「在京御用達役取扱調達金」「白鳥御材木奉行取扱調達金」「御勝手方取扱調達金等」「御勝手方取扱三家之者共於上方借入調達」「御勝手方取扱八幡町調達金」「八幡町御勝手方取扱江戸・京都・大坂調達金」「安政一〇年御借財高寄」の項目で構成。

尾一五四 御借財高寄上根帳

(享和二〇 安政三年)

縦 一

*「御側御下ヶ金を初諸役所取扱之部」「御勝手方取扱御家中等より預り金在町之者共ら調達金等」「御勝手方取扱三家之者於上方借入調達」「御勝手方取扱八幡町調達金」「八幡町御勝手方取扱江戸・京都・大坂調達金」「西中孫八郎手筋調達金古調達新調達共」「鴻池新十郎・鴻池善九郎・鴻池善五郎調達金但新十郎手次之分共」「利足渡方滞分無利足調達三相立候部」などの項目で構成。表紙・中表紙に「御勝手御改革所江引渡候」「安政三辰十一月」「嘉永六丑春御借財減筋江付差上切等御仕法立之外三相成候分」とあり。

尾一五五 御借財根帳

(安政三年)

縦 一

*「御勝手方御勘定所取扱調達之分」「御勝手方御勘定奉行取扱於上方伊藤次郎左衛門手前江借入為取計預り金」「御勝手方御勘定所取扱兵庫・大坂町人共調達金」「白鳥御材木奉行取扱之分」「安政三辰年御借財高寄」などの項目で構成。表紙・中表紙に「安政三辰年」「御勝手御改革所江引渡候分」とあり。

尾一五六 御借財根帳

(安政四〇 万延元年)

縦 一

*「外御金筋より御本納江御借入金等」「白鳥御材木奉行取扱」の項目で構成。表紙・中表紙に「安政四年」とあり。表紙貼紙には「安政四年五月延元年」とあり。

尾一一五三七 御借財根帳 (文久一～元治元年)

*「大坂」「白鳥」の項目で構成。表紙・中表紙に「文久一戊午」とあり。

尾一一五三六 御借財根帳 (文久二～慶応四年)

*表紙に「文久二亥年五月延年迄但年末之分新帳有」とあり。括り付け文書一通あり。

尾一一五三九 御借財根帳 (慶応元～明治三年)

*表紙に「慶応二寅年」とあり。表紙貼紙には「慶応元年五月延年」とあり。

尾一一五四〇 古調達証文写 (慶応元～明治四年)

*「元御勝手方御勘定所調達金之覚」「元尾張様御勝手方御勘定所調達金証書写」「名古屋御縣調達金勘定書」「名古屋御縣調達金調書」などを合綴。表紙貼紙には「天保八年～明治四年」とあり。

尾一一五四一 古調達証文写壹 (文化元～明治四年)

*「江戸八幡町寄合調達米利口」「金壺万七千三拾兩之内銘々口相渡有之候証文写」「元御勝手方御勘定所調達金」などを合綴。表紙貼紙には「文化三年～明治四年」とあり。

尾一一五四二 古調達証文写貳 (文化元～明治四年)

*「名古屋御縣新調達取調書農方御用達格」の項目あり。中表紙の貼紙に「寛政五年～明治四年」とあり。

尾一一五四三 新古調達金証文写 (寛政五～明治四年)

*「名古屋御縣新調達取調書農方御用達格」の項目あり。中表紙の貼紙に「寛政五年～明治四年」とあり。

尾一一五四四 延宝・元禄・享保・明和・安永・天明度証文写 為救金 (延宝八～明治五年)

*中表紙の貼紙に「延宝八年～明治五年」とあり。「調達金覚書」「調達金御訣立書付」「旧名古屋藩調達金勘定覚」などを合綴。

尾一一五四五 調達金証文留 (天保六～安政三年)

*「諸役所取扱之分」「関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門・内田忠治郎」「八幡町御用達岡田小八郎・梅村きせ」「農方御用達」「商方御用達」などの項目で構成。表紙貼紙に「嘉永六年ヨリ安政二年」「徳川家江引受之分」とあり。中表紙に「子年中利足渡残無利足調達三相立候分」とあり。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一_{一四五}〔文政四年巳十二月寺社方預金元帳〕

(天明四~天保九年)

御小納戸頭取

縦 一

*「御庭代口」「柳原口」「花代口」「文武口」などの項目あり。表紙貼紙に「天明四年~文政四年」とあり。

尾一_{一五六}旧藩士預り金出納簿附預ヶ金ノ記

(明治一一~同一二年)

〔徳川〕

*「旧藩士預金」などの項目で構成。

尾一_{一五七}〔明治十六年八月被進金并差上金之覚〕

(明治一六~同一八年)

小瀬控

縦 一

尾一_{一五八}〔安政年間以降金銀貸借書類〕

(安政五~明治一七年)

縦 一

*表紙に「御囲金御下ヶ金御用金内密貸下金御払金拝借返上金」とあり。表紙貼紙に「安政五年ヨリ明治七年」とあり。「新御殿拝借返上金取立内訳帳」「内密関戸哲太郎・伊藤次郎左衛門江戸トケ金一巻」「江戸表御囲金御預帳」「貸借金及ヒ所有物調」などの他、多数の書状・書付を綴じ込んでいる。

尾一_{一五九}貸出金出納入利共

(明治四~同二三年)

用度懸

縦 一

*「貸出金年々出納」の項目あり。挿み込み文書、括り付け文書あり。

尾一_{一五六}貸出金根帳

(明治四~同二八年)

縦 二

第一冊 貸出金根帳 壱号 (明治四~同二五年)
第二冊 貸出金根帳 貳号 (明治一四~同二八年)尾一_{一五三}貸金根帳

(明治四~同二八年)

縦 一

*「明治十八年五月改」とあり。

尾一_{一五三}愛知貸金根帳

(明治一九~同二二年)

会計係

縦 一

*表紙には「明治十九・廿年」とあり。

尾一_{一五三}月賦貸金根帳

(明治一八~同二二年)

縦 一

(明治二~同四年)

出納方・倉庫方

縦 一

尾一_{一五三}〔米切手〕

*包袋に「明治四年米切手」とあり。出納方六九枚、倉庫方二七三枚、覚書一通、断簡一通あり。

尾一_{一六〇}現金出納日計簿

(明治一六~同二三年)

会計係

縦 一

第一冊 現金出納日計簿 (明治一六年七月~一二月)

縦 一

第二冊	現金出納日計簿	(二)	(明治一七年一月～九月)
第三冊	現金出納日計簿	(三)	(明治一七年七月～一二月)
第四冊	現金出納日計簿	(四)	(明治一八年一月～七月)
第五冊	現金出納日計簿	(五)	(明治一八年六月～一二月)
第六冊	現金出納日計簿	(六)	(明治一九年一月～六月)
第七冊	現金出納日計簿	(七)	(明治一〇年一月～六月)
第八冊	現金出納日計簿	(八)	(明治二三年一月～六月)

会計係

総
一〇

尾二一六〇一 現金出納簿

第一冊 現金出納簿 (二) (明治一六年一月～六月)

※「諸邸収納」「第十五銀行利子」「利子」「会社配当金」「返納」「払物代」「為替金」「公納」「社寺」「手許金」「土木」「學費」「開拓費」「区費」「贈答」「俸給」「外交費」「瓦町諸費」「返金」「支払合計」などの項目で構成。

第二冊 現金出納簿 (二) (明治一六年七月～一二月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、その他に、「尾州来金」「為換金」「雜納金」「臨時費」「當座預金」などの項目あり。

第三冊 現金出納簿 (三) (明治一七年一月～六月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、「基金」「会館資金」「學費」などの項目あり。

第四冊 現金出納簿 (四) (明治一七年七月～一二月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、「基金」「会館資金」「學費」などの項目あり。

第五冊 現金出納簿 (五) (明治一八年一月～六月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、「基金」「会館資金」「學費」などの項目あり。

第六冊 現金出納簿 (六) (明治一八年七月～一二月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、「基金」「会館資金」「學費」などの項目あり。

第七冊 現金出納簿 (七) (明治一九年一月～六月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、「基金」「会館資金」「學費」などの項目あり。

第八冊 現金出納簿 (八) (明治一九年七月～一二月)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、「基金」「会館資金」「學費」などの項目あり。

尾二一六〇一 現金受払帳

第一冊 現金受払帳 (二) (明治一五年一月～六月)

会計課

第二冊 現金受払帳 (二) (明治一五年七月～一二月)

会計課

第三冊 現金受払帳 (三) (明治一六年一月～六月)

総

三

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一六〇三 豫備金出納日計簿

(明治一七〇同一年九月)

会計係

縦 二

第一冊 豫備金出納日計簿(二) (明治一七年七月~同一年七月)

第二冊 豫備金出納日計簿(二) (明治一八年七月~同一年六月)

尾一六〇四 豫備金出納簿

(明治一九年七月~一二月) 会計係

縦 一

尾一六〇五 豫備金出納月緒

(明治一二年) 会計課

縦 縦 一

*「基納金」「尾町地家税」「為登金」「深川藏所潤益」「四谷地家税」「松蓮社家税」「吉岡町地家税」「貸金利入」「貸金返済」「仕返金返入」「雜入」「入金額」「貸金」「北海道開墾」「臨時土木」「非常臨時」「出金額」の項目で構成。

尾一六〇六 金錢出納(帳)

(明治初期)

会計

縦 縦 一

尾一六〇七 晨若様御手元金出納簿

(明治一〇〇同一年)

(会計係)

縦 縦 一

尾一六〇八 仮出納簿

(明治二五年)

本所徳川

縦 縦 一

尾一六〇九 諸入費月緒帳

(明治四〇同二二年)

縦 縦 一

第一冊 諸入費月緒帳(二) (明治四年)

九

※「公納」「社寺」「手元」「文学」「外交」「旅費」「土木」「台所」「厩」「定例賜与」「臨時賜与」「男子月給」「女中月給」「日当」「定郵便」「区費」「地並入費」「臨時入費」「貸下」「出京入費」「惣額」の項目で構成。

第二冊 諸入費月緒帳(二) (明治五年)

一

第三冊 諸入費月緒帳(三) (明治六年)

第四冊 諸入費月緒帳(四) (明治七年)

第五冊 諸入費月緒帳(五) (明治八年)

※項目は第一冊とほぼ同じだが、その他に、「便費」「吉岡町御扣」「深川御扣」「瓦町御扣」「取替」の項目あり。
第六冊 御入費月緒帳(六) (明治九年) 用度

※項目は第一冊とほぼ同じだが、その他に、「音信」「鉄道」「深川」「吉岡町」などの項目あり。

第七冊 御入費月緒帳(七) (明治一〇年) 用度

※項目は第一冊とほぼ同じだが、その他に、「瓦町」「深川」「四谷」「押上」「小松町」などの項目あり。

第八冊 御入費月緒帳(八) (明治二年) 会計

※項目は第一冊とほぼ同じだが、その他に、「会館出金」「被進金」などの項目あり。

第九冊 御入費月締(帳)〔九〕 (明治二二年)

尾一六〇 御入費帳 (明治八一同一二年) 会計掛

第一冊 御入費帳〔二〕 (明治八年)

第二冊 御入費帳〔二〕 (明治九年)

第三冊 御入費帳〔三〕 (明治一〇年)

第四冊 御入費帳〔四〕 (明治一二年) 用度

尾一六一 御入用帳 (明治五〇同六年)

第一冊 御入用帳〔二〕 (明治五年) 東京役懸

第二冊 御入用帳〔二〕 (明治六年) 一等家徒

※小口書に「会計出納帳」とあり。

尾一六二 諸入費仕払簿

(明治二三一同一四年) 会計課

第一冊 諸入費仕払簿〔二〕 (明治一三年一月一六月)

第二冊 諸入費仕払簿〔二〕 (明治一三年七月一二月)

第三冊 諸入費仕払簿〔三〕 (明治一四年)

※「明治一四年一月一六月」分、「同年七月一二月」分の二冊を合綴。

尾一六三 大奥江金子廻判帳

御小納戸頭取

尾一六四 御年金出納帳

(文久三一明治三年)
(明治七一同一五年)

尾一六五 奥金錢渡帳
(明治一六一同一八年)

〔徳川〕

尾一六六 御手元費(帳)

御左右係

尾一六七 御手元金出納簿

(明治一二年)

尾一六八 (三位様御手元金出納帳・三位様御手元御入用納払帳・
御手許金帳・御側御金納払帳)
(文久三一明治九年)

第一冊 三位様御手元金出納(帳) (明治七一同一九年)

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

三六

形態・数量

※三位様は徳川義宣のこと。

第二冊 三位様御手元御入用納払帳 (明治八年) 一等家從

第三冊 御手許金帳 (明治七~同八年) [徳川]

※中表紙に「明治七年戊七月十三日改」とあり。

第四冊 御側御用金納払帳 御手許上り口 (文久三~明治七年)

※表紙題簽には「安政六年未土一月」とあり。

尾一六九 御手金月締帳

(明治七~同一七年)

尾一六〇 末広印出納記(帳)

(明治一五~同一七年)

尾一六一 末広印会計出納簿

(明治一~同一七年)

尾一六二 末広印御手金出納簿

(明治一~同一七年)

尾一六三 末広印御手金出納簿

(明治一~同一三年)

尾一六四 御本納元帳

(明治一二~同一三年)

*「被進差上金ノ部」「御臺所懸返納」「支払ノ部」の項目で構成。

尾一六五 御入費仮帳

(明治一〇年)

尾一六六 御払下ヶ物入札等綴入

(明治一四年)

尾一六七 買入品代金受取証(留)

(明治八~同一〇年)

尾一六八 買入品代金受取証(留)

(明治一一~同一二年)

尾一六九 買入品代金受取証(留)

(明治一八~同一九年)

用度課
用度懸(徳川)

(徳川様御役所 徳川様御邸)

尾一七〇 繼換金之簿

(明治一三~同一五年)

[徳川]

第一冊 繼換金之簿(上)

(明治一五~同一六年)

第二冊 [繫換金之簿下]

(明治一五~同一六年)

縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦

二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

尾一一三〇 繰換金出納明細簿

*表紙には「從明治十三年至同十六年」とあり。

(明治一三〇同一八年)

縦

尾一一三一 会計根帳

*「明治壬申年根究帳」「御寺方御祭奠之極」など様々な留帳を合綴。挿み込み文書あり。

(明治四〇同一九年)

用度係

尾一一三二 仕払簿

(明治一九年)

〔徳川〕

尾一一三三 瓦町邸出納明細簿

*「瓦町御邸御用代受取証書」「瓦町御邸御勘定書」などの項目あり。受取証など多数の挿み込みあり。表紙には「明治十八年一月ヨリ」とあり。

(明治一七〇同二一年)

会計掛

縦

尾一一三四 財産初下調(帳)

*「愛知縣下御扣内反別帳」「撻米元御買入元価値地下調」「常用金出納」「公債証書初現高下調」の項目で構成。

(明治一一〇同一七年)

〔徳川〕

縦

尾一一三五 財産会計年度調(帳)

*「明治自十七年七月至十八年六月財產及出納豫算書」「明治十七年七月迄十八年六月迄名古屋豫算調」「自十八年七月至十九年六月会計豫算簿」「愛知財產明細調」「廿二年度会計豫算調」などの項目あり。

(明治一七〇同二三年)

〔徳川〕

縦

尾一一三六 名古屋財産調

明治一七年

〔徳川〕

縦

尾一一三七 (諸公債株券之記)

*「金禄公債」「旧公債証書」「第十五国立銀行株券など、公債・株券を書き留めたもの。

(明治一七〇同一九年)

〔徳川〕

縦

尾一一三八 (会計出納記)

(明治一二年八月一~二月) 御左右懸

縦

*表紙には「明治十一年一月ヨリ」とあり。

明治一四年

〔徳川〕

縦

尾一一三九 会計表

(明治一一〇同一二年)

会計課

縦

*「基金」「公納」「社寺」「御手元」「學習院費」「謝儀」「營繕」「庖厨」「既」「被進金」「音信」「定例賜」「臨時賜」「男給」「女給」「雜用賜」「時並費」「小臨時費」「区費」「便費」「旅費」「額」「残金」の項目ごとに表にしたもの。

尾一一四〇 受入伝票・現金出納簿

*「三十一年度受入伝票」「明治三十年度入伝票」「明治三十年六月一日現金出納簿」を合綴。

(明治二二〇同二三年)

横・小一

番号表題

三八

差出(作成)→宛所

年月日

尾一一_合 昭和三十一年度 経費支払帳

(明治三一～同二三年)

尾一一_合〔名古屋会計表〕

(明治一二～同一八年)

尾一一_合 会計帳〔会計表〕

(明治一一年)

尾一一_合 御扶持方等調帳

(明治五～同六年)

*表紙に「明治五壬申歳」とあり。

縦

尾一一_合 月給金渡帳

(明治八～同一三年)

縦

尾一一_合 月給金渡帳

(明治八～同一三年)

縦

*綴の挿み込みに「貞徳様・四位様大磯・鎌倉・横須賀御巡遊費」あり。

尾一一_合 第十一・第百三十四・伊藤銀行当座契約書其他関係書

(明治一二～同一九年)

縦

尾一一_合 不淨代金取立ノ記〔掃除価調〕

(明治五～同二五年)

縦

尾一一_合 御用箋笥入諸証券目録

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 御入用下払帳

(明治五～同二四年)

縦

尾一一_合 仕出総込

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 買上元帳

(明治一二～同一年)

縦

尾一一_合 御用箋笥入諸証券目録

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 御入用下払帳

(明治五～同二四年)

縦

尾一一_合 仕出総込

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 *「瓦町邸台所前井戸仕積書」を含む。

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 買上元帳

(明治一二～同一年)

縦

尾一一_合 買上元帳

(明治一二～同一年)

縦

尾一一_合 愛知学(資)補助金出納簿

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 愛知学(資)補助金出納簿

(明治一二～同二三年)

縦

尾一一_合 金納払帳・御入用納払帳・御家禄米納払帳・御賞典

(慶応元～明治一一年)

縦

尾一一_合 金納払帳・御入用納払帳・御家禄金納払帳・御賞典

(慶応元～明治一一年)

縦

御邸地始開拓金納払帳)

縦

*七冊合綴。

① 米金元帳 (明治五〇同七年) 德川邸用度科[掛]

※見出しに「御家祿渡不足御請取方江付一件」「御家祿之内渡不足之分渡方之義愛知縣より大藏省へ可申立書類」とあり。貼付文書あり。

② 御家祿金納払帳 (明治二〇同一年)

③ 御家祿米納払帳 (明治五〇同七年)

④ 御賞典金納払帳 (明治二〇同九年)

※括り付け文書「子二月中賞典金納払御勘定」一通あり。

⑤ (御入用納払帳) (慶応元〇明治一年)

※「社寺之部」「寄物金之部」「御用金之部」などの項目で構成。

⑥ 旧幕御拝領壹萬圓出納(帳) (明治二〇同一年)

⑦ (御新田持)新御邸地開拓金納払帳 (明治八〇同一年)

尾一一糸

(桑畑予算帳)

(桑苗一反歩二付七百本植付見積・桑畑予

(明治一三〇同一年)

[德川]

(算帳)

*「桑苗一反歩二付七百本植付見積」「桑畑豫算帳」で構成。

尾一一糸

建中寺桑園取扱留

(明治一二〇同一年)

[德川]

尾一一糸

桑園勉役有志及ヒ右事務所小使日給金渡判帳

(明治一四〇同一年)

[德川]

尾一一糸

桑園事務日記簿

(明治一四〇同一年)

[德川]

尾一一糸

桑園草採仮規則

明治一四年

[德川]

尾一一糸

養蚕伝習場概則

明治一四年

[德川]

尾一一糸

(第一國立銀行株其他)(留帳)

(明治二二〇同一年)

[德川]

尾一一糸

肥料之記

(明治一四〇同一年)

静和組御中桑園係[德川]

尾一一糸

抵当出品之記

(明治一五〇同一年)

会計

尾一一糸

(授産場什器簿・会計簿)

(明治一四〇同一年)

[德川邸]

第一冊 授産場什器簿

明治一四年三月

德川邸

縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦 縦

一 一 一 一 一 一 一 一

番号表題

番号	表題	第二冊 会計簿	(明治一四～同一六年)	徳川邸授産局	差出(作成)→宛所
尾一一六七	諸払金之内当座取換簿		(明治初期カ)一月	[徳川]	縦
尾一一六八	公債公社株式之簿 但地所共		明治一三年	[徳川]	縦
尾一一六九	[貸出金之簿]		(明治一三～同一七年)	[徳川]	縦
尾一一七〇	静獻組肥料記	*中表紙に「付 落湯荷数 奥山町職工分場肥料」とあり。	明治一四年	[徳川]	縦
尾一一七一	御邸宿直割	(明治初期カ)三月一二日 (明治一～二年)	[徳川]	横	一
尾一一七二	御入費御當用残金出納(帳)	(明治一～二年)	[徳川]	横	一
尾一一七三	桑葉貰匁帳	(明治一五年)	桑園係[徳川]	横	一
尾一一七四	草取出頭名簿	明治一四年	[徳川]	横	一
尾一一七五	買上物(帳)	(明治一四～同一五年)	徳川邸出張桑園場	横	一
尾一一七六	米代金方江借用(帳)	(明治六～同七年カ)	[徳川]	横	一
尾一一七七	買上米出納(帳)	(明治七～同九年)	[徳川]	横	一
尾一一七八	鉄道建築華族銀行創立書	(明治九～同一六年)	徳川邸	横・小	一
尾一一七八	鉄道株券払下代価上納簿	(明治一八年)			一
紡績一卷		会計課			一
尾一一六〇			(明治一三～同一七年)		一

第一冊 新邸地畠方取立帳抜出綴 (明治三〇同六年)

第二冊 新邸地畠方撻米取立帳 (二) (明治三〇同一〇年)

第三冊 新邸地田方撻米取立帳 (二) (明治九〇同二三年)

第四冊 新邸地畠方撻米取立帳 (二) (明治三〇同二二年)

第五冊 新邸地畠方撻米取立帳 (三) (明治一三〇同一年)

第六冊 新邸地畠方撻米取立帳 (四) (明治一五〇同一年)

第七冊 新邸地畠方撻米取立帳 (五) (明治一五〇同一年)

※中表紙に「乾坤合冊」とあり。

第八冊 新邸地田方撻米取立帳 (二) (明治一八年)

第九冊 新邸地畠方撻米取立帳 (六) (明治一七年)

第一〇冊 新邸地田方撻米取立帳 (三) (明治一八年)

第一冊 新邸地畠方撻米取立帳 (七) (明治一八年)

第二冊 新邸地畠方撻米取立帳 (八) (明治一〇〇年)

第三冊 新邸地畠方撻米取立帳 (九) (明治二〇年)

第四冊 新邸地畠方撻米取立帳 (十) (明治二一年)

尾一一六三
〔新邸地分図面入・御蓮池一円図・御鷹部屋図・中屋敷図〕(新邸地分図面・御蓮池一円等図面)

鋪二六

尾一一六三
〔新邸地分図面入・御蓮池一円図・御鷹部屋図・中屋敷図〕(新邸地分図面・御蓮池一円等図面)

*帙入り。帙に貼紙「新邸地字分図面入・御蓮池一円図・御鷹部屋図・中屋敷図」とあり。また、裏の貼紙には「御鷹部屋図」「中屋敷之図」「田畠内訳面綴」「起シ揚地初改丈量図」「草生地調丈量図」の記載があるが、その図面は欠。

第一図 新邸地字分図面 土居浦・竈屋東・橋向図面

※法量五三・〇cm×一五九・〇cm。図面裏に「壹号」とあり。

第二図 字向島・蓮池・浮島・瀬戸前図面

※法量四五・三cm×七八・七cm。「貳号」とあり。

第三図 字蓮池・芽庵・福寿ヶ岡図面

※法量五一・三cm×六五・五cm。「三号」とあり。

第四図 字梅林・北濱・紅葉之内図面

番号	年月日	形態・数量
第五図	※法量四八・三cm×八〇・〇cm。「四号」とあり。	字花烟・杉股図面
第六図	※法量二八・二cm×三八・五cm。「五号」とあり。	字松山・鈴久・瀬戸図面
第七図	※法量三八・二cm×一〇一・〇cm。「六号」とあり。	字松山・瀬戸図面
第八図	※法量三三・八cm×七三・五cm。「七号」とあり。	字松山浦・鈴久浦・瀬戸浦・桜道・大杣西・大杣図面
第九図	※法量二八・三cm×九五・〇cm。「八号」とあり。	字瀬戸浦・大杣図面
第一〇図	※法量一四・〇cm×五三・三cm。「九号」とあり。	字杉之内図面
第一一図	※法量三一・二cm×三三・〇cm。「拾号」とあり。	字土手下・大杣・大杣西・桜道図面
第一二図	※法量三一・〇cm×一二一・二cm。「拾壹号」とあり。	御亭東字三股図面
第一三図	※法量二四・二cm×三四・〇cm。「拾貳号」とあり。	字広手・三角・瓢箪池図面
第一四図	※法量五六・七cm×一一五・七cm。「拾三号」とあり。	早川常四郎始杉之内壹貳之図
第一五図	※法量三一・五cm×三一・八cm。「地」とあり。	元塚本竹治・佐野惣五郎始分杉之内三四内訛之図
第一六図	※法量四七・〇cm×七五・〇cm。「壽印」とあり。	御蓮池一円之図
尾一一六三	(新邸地田方烟方捷米取立元帳)	
第一冊	明治一三年	

第二冊 新邸地畠方捺米取立元帳

尾一一六四

新邸地畠田畠割引留

(明治六〇同二六年)

徳川邸

縦

尾一一六五

新邸地初捺元帳

明治一八年

徳川邸

縦

第一冊 新邸地初捺元帳 乾
第二冊 新邸地初捺元帳 坤

一 二

尾一一六六

新邸地作請証(綴)

明治一四年一月

徳川邸

縦

尾一一六七

作請証・小作証文(綴)

(明治七年・同一年)

(徳川邸)

一

*作請証は明治一六年二月三日付、小作証文は明治七年二月付。

尾一一六八

(大曾根町控地田方畠方捺米取立帳)

(明治三〇同二〇年)

徳川邸

縦

第一冊 大曾根町控地田方捺米取立帳綴

(明治三〇同三年)

徳川邸

縦

※「明治三庚午年十二月大曾根御屋鋪畠方御年貢取立帳」「明治四辛未年十二月大曾根御邸田方御年貢取立帳明治五壬申年分共」「明治六酉年十二月大曾根御屋敷畠方御年貢取立帳同七戌年共」などで構成。

(明治三〇同七年)

徳川邸

縦

第二冊

大曾根町控地田方捺米取立帳綴

(明治一二〇同二三年)

徳川邸

縦

第三冊 大曾根畠方捺米取立帳 (明治一二〇同二三年)

(明治一四〇同一年)

徳川邸

縦

第四冊 明治十四巳・十五午年分 大曾根控地畠方捺米取立帳 (明治一四〇同一年)

(明治一四〇同一年)

徳川邸

縦

第五冊 明治十四巳・十五午年分 大曾根控地田方捺米取立帳 (明治一四〇同一年)

(明治一四〇同一年)

徳川邸

縦

第六冊 明治十七年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (二) (明治一七年)

(明治一七年)

徳川邸

縦

第七冊 明治十七年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (二) (明治一七年)

(明治一七年)

徳川邸

縦

第八冊 明治十八年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (二) (明治一八年)

(明治一八年)

徳川邸

縦

第九冊 明治十八年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (二) (明治一八年)

(明治一八年)

徳川邸

縦

第一〇冊 明治十九年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (二) (明治一九年)

(明治一九年)

徳川邸

縦

第一一冊 明治十九年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (二) (明治一九年)

(明治一九年)

徳川邸

縦

第一二冊 明治廿年 大曾根控畠方捺米取立帳 (明治一〇年)

(明治一〇年)

徳川邸

縦

第一三冊 明治二十一年分 大曾根控畠方捺米取立帳 (明治二二年)

(明治二二年)

徳川邸

縦

番号表題

四四

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

- 第一四冊 明治廿二年分 大曾根控烟方掟米取立帳 (明治二三年)
 第一五冊 明治廿三年分 大曾根控烟方掟米取立帳 (明治二三年)
 第一六冊 明治廿四年分 大曾根控烟掟米取立帳 (明治二四年)
 第一七冊 明治廿五年分 大曾根町控烟掟米取立帳 (明治二五年)
 第一八冊 明治廿六年分 大曾根町控烟方掟米取立帳 (明治二六年)
 第一九冊 明治廿七年分 大曾根町控烟方掟米取立帳 (明治二七年)
 第二〇冊 明治廿八年分 大曾根町控烟方掟米取立帳 (明治二八年)
 第二一冊 明治廿九年分 大曾根町控烟掟米取立帳 (明治二九年)
 第二二冊 明治三十年分 大曾根町控烟掟米取立帳 (明治三十年)
 第二三冊 明治十二年改正 大曾根控田方掟米取立元帳 (明治一二年一二月)
 第二四冊 明治十二年改正 大曾根控烟掟米取立元帳 (明治一二年一二月)

※表紙に「坤」「第二十六号」とあり。

尾一一六丸 (大曾根町外四町村掟米取立精算帳) (明治一七〇同二〇年)

- 第一冊 大曾根町・古出来町・千種村・新出来町掟米取立精算帳(大曾根町外四町村掟米取立精算帳) (一) (明治一七〇同二三年)
 第二冊 大曾根町・新出来町・古出来町・山口町・千種村新旧掟米取立精算帳(大曾根町外四町村掟米取立精算帳) (二) (明治一四〇同二〇年)

尾一一九〇 (大曾根御屋敷田方烟方掟御年貢取立元帳・大曾根田畠丈量簿) (明治前・中期)

御年貢地懸(徳川)

- 第一冊 大曾根御屋敷田方掟御年貢取立元帳 (明治前・中期)
 第二冊 大曾根御屋敷烟方掟御年貢取立元帳 (明治前・中期)
 第三冊 [大曾根田畠丈量簿] (明治二〇年)

尾一一九一 大曾根町控地元成瀬家控之節年貢取立帳等級 (慶応三〇明治二一年)

横

徳川邸

*各年二月付の「御屋敷内御年貢取立帳」および「御下屋敷御年貢取立帳」で構成。

尾一一九三 建中寺西畠初所々御年貢取立帳・建中寺西控烟掟米取立 (文久元〇明治三三年)

横・縦二

帳

- 第一冊 建中寺西畠初所々御年貢取立帳 (一) 文久元年二月
 第二冊 建中寺西畠初所々御年貢取立帳 (二) 文久三年二月

御年貢地懸 横

縦

一

縦

三

第三冊	建中寺西畠初所々御年貢取立帳	(三)	慶心元年二月	御年貢地懸	横
第四冊	建中寺西畠初所々御年貢取立帳	(四)	慶心三年	御年貢地懸	横
第五冊	建中寺西畠初所々御年貢取立帳	(五)	明治三年二月	御年貢地懸	横
第六冊	建中寺西畠初所々御年貢取立帳	(六)	明治四年二月	御年貢地懸	横

※中表紙に「明治五年壬申分共」とあり。

第七冊	建中寺西控地畠米取立帳	(二)	(明治六年同三年)	徳川邸	横

※「明治六年十二月 建中寺西控地畠米取立帳綴 同七戌年共」「明治八己亥 建中寺西控地畠米取立帳 同九丙子年共」「明治十丑年 建中寺西控地畠米取立帳 同十一戊寅年共」「明治十二年十二月 建中寺西畠方取立帳 同十三年」を合綴。

第八冊	建中寺西控畠米取立帳	(二)	明治二六年	徳川邸	横

※虫損あり

第九冊	建中寺西控畠米取立帳	(三)	明治一七年	[徳川]	
第一〇冊	建中寺西控畠米取立帳	(四)	明治一八年	徳川邸	横 橫
第一一冊	建中寺西控畠米取立帳	(五)	明治一九年	徳川邸	横
第一二冊	建中寺西控畠米取立帳	(六)	明治二〇年	徳川邸	横
第一三冊	建中寺西控畠米取立帳	(七)	明治二一年	徳川邸	横
第一四冊	建中寺西控畠米取立帳	(八)	明治二二年	徳川邸	横
第一五冊	建中寺西控畠米取立帳	(九)	明治二三年	徳川邸	横
第一六冊	建中寺西控畠米取立帳	(十)	明治二四年	徳川邸	横
第一七冊	建中寺西控畠米取立帳	(十一)	明治二五年	徳川邸	横
第一八冊	建中寺西控畠米取立帳	(留帳)	明治二六年	[徳川]	横
第一九冊	建中寺西控畠米取立元帳	(元帳)	明治二七年	徳川邸	縦
第二〇冊	建中寺西控畠米取立元帳	(元帳)	明治二八年	徳川邸	
第二一冊	建中寺西控畠米取立元帳	(元帳)	明治二九年	徳川邸	

尾一一六三

千種村・古出来町控畠方捺米取立帳

(明治二三年同二二年)

徳川邸

第一冊	千種村・古出来町控畠方捺米取立帳	(二)	明治二三年	
第二冊	千種村・古出来町控畠方捺米取立帳	(二)	明治二四年	
第三冊	千種村・古出来町控畠方捺米取立帳	(三)	明治二五年	

※明治二六年同三〇年分を合綴。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

尾一一六四	尾張国海西郡稻荷新田合筆別冊帳	明治六年九月	尾張国春日井郡土器野新田 天野佐兵衛	縦	一
*	「明治六年九月 尾張国海西郡稻荷新田合筆別冊帳」と合綴。				
尾一一六五	〔地籍帳〕	明治一七年一月一日	〔海西郡稻荷新田〕	縦	一
尾一一六六	〔稻荷新田名寄帳〕	明治三九年一二月	〔徳川家土地係〕	縦	一
尾一一六七	稻荷新田地目交換書類	(明治初期) 同三〇年	〔徳川〕	縦綴	二
	第一冊 稻荷新田地目交換書類 (明治一〇~同三〇年)				
	※「無年貢開墾願」「畠田成交換願」「野取実測繪図帳」などを綴っている。挟み込み文書、図面あり。				
	第二冊 〔稻荷新田貸地訴訟書類 附屬地図〕 (明治初・中期)				
	※図面一五枚(明治廿七年開墾田方略図 稲荷新田字堤外など)。彩色あり。「官民費普請所之儀伺」(明治一〇年九月)、「癸酉租稅割賦帳」(明治六年)、「免定」四通(寛延元年・慶応三年・明治元年・明治四年)などを綴じ込み。				
尾一一六八	稻荷開墾地丈量野帳	明治一九年五月四日	橋本善述・平松繁〔徳川〕	縦	一
	*「野取実測繪図帳 海西郡稻荷新田」を綴り込み。挟み込み文書一通あり。				
尾一一六九	〔稻荷新田入費天竺反別割書類〕	(大正七~同八年)	〔徳川家地所部〕	縦	一
	*綴じ込み文書あり。				
尾一一七〇	稻荷新田々畑撫米調帳	明治九年一二月	徳川邸	横	一